

栃木県権限移譲推進計画 〔第4次改訂版〕

平成22年11月

目次

計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 権限の移譲の方法	
4 推進の方法	
移譲計画一覧	
1 基本パッケージ	3
2 選択パッケージ	4
基本パッケージの概要	
1 全市町対象	
(1) 地方自治法	9
(2) 国土利用計画法	9
(3) 火薬類取締法	10
(4) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	11
(5) 林業種苗法	11
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	13
(7) 単身赴任手当の支給に関する規則	14
(8) 児童手当法	14
(9) 森林法	14
(10) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	17
(11) 屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例	18
(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	19
(13) 旅券法	20
2 人口7万5千人以上の市対象	
(1) 大規模小売店舗立地法	21
(2) 児童福祉法	22
3 中核市対象	
(1) 介護保険法	23

選択パッケージの概要

1 全市町対象

(1) 特定非営利活動促進法	2 8
(2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	2 9
(3) 森林法 林地開発	3 0
(4) 流通業務市街地の整備に関する法律	3 1
(5) 都市緑地法 管理機構	3 2
(6) 都市緑地法 保全計画 特別緑地保全地区	3 3
(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	3 5
(8) 栃木県屋外広告物条例	3 6
(9) 農住組合法	3 6
(10) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	3 8
(11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律	3 9
(12) 都市再開発法	4 0
(13) 栃木県立自然公園条例	4 1
(14) とちぎふるさと街道景観条例	4 2
(15) 自然環境の保全及び緑化に関する条例	4 3
(16) 水道法	4 5
(17) 栃木県小規模水道条例	4 6
(18) 計量法	4 6

2 人口7万5千人以上の市対象

(1) 都市計画法 開発行為の許可	4 7
(2) 宅地造成等規制法	4 9
(3) 土地区画整理法	5 1
(4) マンションの建替えの円滑化等に関する法律	5 3
(5) 農地法	5 5
(6) 租税特別措置法	5 7
(7) 農業振興地域の整備に関する法律	5 7

3 人口15万人以上の市対象

(1) 悪臭防止法	5 8
(2) 騒音規制法	5 9
(3) 振動規制法	6 0
(4) 栃木県生活環境の保全等に関する条例	6 1
(5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	6 2
(6) 大気汚染防止法	6 3
(7) 水質汚濁防止法	6 4

- (8) ダイオキシン類対策特別措置法 6 5
- (9) 土壌汚染対策法 6 7
- (10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 6 8

4 中核市対象

- (1) 医療法 6 8
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 6 9
- (3) 都市再開発法 7 0
- (4) 薬事法 7 5
- (5) 毒物及び劇物取締法 7 7

5 特定行政庁対象

- (1) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 7 8
- (2) 建築基準法 7 9
- (3) 栃木県建築基準条例 8 0
- (4) 都市計画法 8 0
- (5) 栃木県景観条例 8 1

計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

この計画は、市町村の意向を踏まえて平成 18 年 5 月に策定した「栃木県権限移譲基本方針」に基づき、移譲を行う権限の内容や移譲市町及び移譲年度を明らかにし、計画的な権限移譲を推進するために策定したものである。

2 計画の期間

本計画の期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 ヶ年（権限移譲推進期間）とする。

3 権限の移譲の方法

(1) 基本パッケージ（16 法令 347 項目）

住民の利便性等の観点から同一年度において全市町村又は一定規模の市に一律に移譲するものである（該当地区を有しない市町を除く）。

(2) 選択パッケージ（45 法令 923 項目）

選択パッケージは、市町村が独自のまちづくりを行う上で必要と判断したものについて、移譲年度も含め市町村の希望に応じて権限を移譲するものである。

パッケージの内容は法令により異なり、他の法令と関連性の低い法令は単独のパッケージとして整理し、相互に関連性の高い法令については複数の法令を一つのパッケージとして整理した。

(3) 人口区分等

全市町村、人口 7 万 5 千人以上の市、人口 15 万人以上の市、中核市の 4 つの人口区分に特定行政庁（建築基準法第 2 条第 35 号に定める建築主事を置く市町村）の区分を加え、合計 5 つの区分に分けて権限移譲を進める。

なお、人口 7 万 5 千人以上の市対象の項目については、人口規模が満たない場合であっても、市町村の希望に応じて移譲を行っていく。

(4) 移譲の時期

原則として、毎年度 4 月 1 日とするが、市町村合併など特段の事情がある場合は、別途協議する。

(5) 移譲の手法

知事の権限については、原則として、地方自治法第 252 条の 17 の 2（条例による事務処理の特例）の規定に基づき、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」及び「栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（以下「特例条例」という。）を改正することにより移譲する。

ただし、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく事務については、当該条例の対象地域から該当市町を除外し、各市町において条例を制定することにより移譲するものとする。

また、栃木県景観条例に基づく事務については、景観行政団体への移行を進める場

合には、市町において独自に当該条例を定めることとし、それ以外は特例条例を改正することで移譲するものとする。

なお、栃木県屋外広告物条例に基づく事務について、上記景観行政団体が処理することとする場合には、市町において独自に当該条例を定めることとし、それ以外は特例条例を改正することで移譲するものとする。

4 推進の方法

(1) 推進体制

県内全市町を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、当該計画の実施状況について意見交換等を行うとともに、計画の推進と新たな移譲項目の追加等について協議、調整を行うものとする。

(2) 計画の改訂

本計画は、県からの提案及び市町村の要望を踏まえて、権限移譲推進期間内において毎年度見直しを行い、改訂するものとする。

(3) 県民への情報提供

権限の移譲により、申請書の提出先が県から市町村に変更されるなど、住民に直接影響を与える可能性があることから、県及び市町村は、広報の実施など広く県民に対する周知に努めることとする。

また、県は、市町村ごとの移譲状況について、ホームページ等により定期的に公表するものとする。

(4) 市町村への支援措置

移譲された権限が、市町村において円滑に実施されるよう、県は市町村に対して財政措置、人的支援等の支援措置を講じることとする。

移譲計画一覧

1 基本パッケージ

年度	法令・条例等	移譲先
19年度	地方自治法	全市町
	国土利用計画法	全市町
	火薬類取締法	全市町
	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	全市町
	林業種苗法	全市町
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	全市町
	単身赴任手当の支給に関する規則	全市町
	児童手当法	全市町
20年度	森林法（保安林、保安施設地区の制限に関する事務）	全市町
	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	足利市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、茂木町、塩谷町
	介護保険法	中核市
21年度	屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例	全市町 ^{*1}
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	全市町 ^{*2}
22年度	旅券法	全市町
	大規模小売店舗立地法	人口7万5千人以上の市
	児童福祉法	人口7万5千人以上の市 ^{*3}

* 1) 平成 21 年度に移譲の屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例については、宇都宮市は大都市特例により自ら権限を有しているため、移譲市町から除く。また、栃木県屋外広告物条例について、日光市及び那須町は独自に条例を策定するため、移譲市町から除く。なお、那須町については、屋外広告物法を希望により平成 20 年度に移譲した。

* 2) 平成 21 年度に移譲の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律については、宇都宮市は大都市特例により自ら権限を有しているため、移譲市町から除く。

* 3) 平成 22 年度に移譲の人口 7 万 5 千人以上の市は下記の 10 市である。ただし、児童福祉法については、宇都宮市は児童福祉法の大都市特例により、自ら権限を有しているため、移譲市町から除く。

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市

2 選択パッケージ

区分	法令 条例等	移譲年度	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	
全市町村	特定非営利活動促進法	19-23	20	20	19	20	20	19	20	
	栃木県土砂の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	19-23	独自済	20独自	19独自	22独自		2独自		
	森林法(林地開発)	19-23	20		19			22		
	流通業務市街地の整備に関する法律	19-23								
	都市緑地法(管理機構)	19-23	21	22						
	都市緑地法(保全計画 特別緑地保全地区)	19-23	特例	22						
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	19-23								
	栃木県屋外広告物条例	19-23	独自済					2独自		
	農住組合法	19-23	特例		21	22				
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	20-23	特例		21			20	22	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律									
	都市再開発法(市街地再開発促進区域内の行為の許可)	20-23	特例	20	20	22			20	
	栃木県立自然公園条例	22-23		22	22	22	22	22	22	
	とちぎふるさと街道景観条例									
	自然環境の保全及び緑化に関する条例			22	22	22	22	22	22	
	水道法	22-23	特例							
	栃木県小規模水道条例		済		22		22	22		
	計量法	22-23	特例							
	人口 5万人以上の市	都市計画法(開発行為の許可)	20-23	特例	済	済	済	22	21	済
		宅地造成等規制法		特例						
土地区画整理法		20-23	特例	20	20	22	22	21	20	
マンション建替えの円滑化等に関する法律		20-23	特例		20			20	22	
農地法		21-23	済(21)	済					済	
租税特別措置法	済		済	21	22		22	済		
農業振興地域の整備に関する法律	21		22					22		
人口 15万人以上の市	悪臭防止法	19-23	特例							
	騒音規制法				21					
	振動規制法									
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	19-23	済							
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		19							
	大気汚染防止法		特例							
	水質汚濁防止法		特例							
	ダイオキシン類対策特別措置法		特例							
	土壌汚染対策法		特例							
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		特例							
栃木県生活環境の保全等に関する条例	済									
中核市	医療法	19-23								
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	19-23								
	都市再開発法(市街地再開発組合の設立認可)	20-23	21							
	薬事法	21-23	23							
	毒物及び劇物取締法	21-23	21							
特定行政庁	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例*	19-23	独自済							
	建築基準法(建築統計の作成)		済	済	済	済	21	済		
	栃木県建築基準条例		済							
	都市計画法(建築の許可等)		済							
	栃木県景観条例		19独自	22独自				20独自	独自済	

区分	法令・条例等	移譲年度	岩舟	塩谷	高根沢	那須	那珂川
全市町村	特定非営利活動促進法	19-23	19		22	19	22
	栃木県土砂の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	19-23					
	森林法(林地開発)	19-23				20	22
	流通業務市街地の整備に関する法律	19-23					
	都市緑地法(管理機構)	19-23					
	都市緑地法(保全計画 特別緑地保全地区)	19-23					
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	19-23					
	栃木県屋外広告物条例	19-23				20独自	
	農住組合法	19-23					
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	20-23					
	高齢者の居住の安定確保に関する法律						
	都市再開発法(市街地再開発促進区域内の行為の許可)	20-23					
	栃木県立自然公園条例	22-23	22			22	22
	とちぎふるさと街道景観条例					22	
	自然環境の保全及び緑化に関する条例		22	22		22	22
	水道法	22-23		22	22	23	
	栃木県小規模水道条例						
計量法	22-23				22		
人口 万 5千人以上の市	都市計画法(開発行為の許可)	20-23					
	宅地造成等規制法						
	土地区画整理法	20-23					
	マンション建替えの円滑化等に関する法律	20-23					
	農地法	21-23					
	租税特別措置法					23	
農業振興地域の整備に関する法律							
人口 15万人以上の市	悪臭防止法	19-23					
	騒音規制法						
	振動規制法						
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	19-23					
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律						
	大気汚染防止法						
	水質汚濁防止法						
	ダイオキシン類対策特別措置法						
	土壌汚染対策法						
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律						
栃木県生活環境の保全等に関する条例							
中核市	医療法	19-23					
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	19-23					
	都市再開発法(市街地再開発組合の設立認可)	20-23					
	薬事法	21-23					
	毒物及び劇物取締法	21-23					
特定行政庁	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例*	19-23					
	建築基準法(建築統計の作成)						
	栃木県建築基準条例						
	都市計画法(建築の許可等)						
	栃木県景観条例					20独自	

区分	法令・条例等	移譲年度	H19	H20	H21	H22	H23	合計	市町村数
全市町村	特定非営利活動促進法	19-23	7	6	3	7	2	25	23
	栃木県土砂の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	19-23	2	1	2	3		8	7
	森林法(林地開発)	19-23	3	3	3	4		13	11
	流通業務市街地の整備に関する法律	19-23	0	0	0	0		0	0
	都市緑地法(管理機構)	19-23	0	0	1	6		7	7
	都市緑地法(保全計画 特別緑地保全地区)	19-23	0	0	0	6		6	6
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	19-23	0	0	0	0		0	0
	栃木県屋外広告物条例	19-23	0	1	1	0		2	2
	農住組合法	19-23	1	0	2	2		5	4
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	20-23	0	1	2	4		7	6
	高齢者の居住の安定確保に関する法律								
	都市再開発法(市街地再開発促進区域内の行為の許可)	20-23	0	3	0	3		6	6
	栃木県立自然公園条例	22-23	0	0	0	15		15	14
	とちぎふるさと街道景観条例		0	0	0	2		2	2
	自然環境の保全及び緑化に関する条例		0	0	0	19		19	19
	水道法	22-23	0	0	0	11	1	12	10
	栃木県小規模水道条例								
計量法	22-23	0	0	0	3		3	3	
人口 万5千人以上の市	都市計画法(開発行為の許可)	20-23	0	0	1	1		2	2
	宅地造成等規制法		0	0	0	1		1	1
	土地区画整理法	20-23	0	3	1	3		7	7
	マンション建替えの円滑化等に関する法律	20-23	0	2	0	3		5	5
	農地法	21-23	0	0	2	3	1	6	6
	租税特別措置法		0	0	1	3	1	5	5
農業振興地域の整備に関する法律	0		0	2	5	1	8	8	
人口 15万人以上の市	悪臭防止法	19-23							
	騒音規制法								
	振動規制法		0	0	2	0		2	2
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	19-23							
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		1	0	0	0		1	1
	大気汚染防止法	19-23							
	水質汚濁防止法								
	ダイオキシン類対策特別措置法								
	土壌汚染対策法		0	0	0	0		0	0
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律									
栃木県生活環境の保全等に関する条例									
中核市	医療法	19-23	0	0	0	0		0	0
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	19-23	0	0	0	0		0	0
	都市再開発法(市街地再開発組合の設立認可)	20-23	0	0	1	0		1	1
	薬事法	21-23	0	0	0	0	1	1	1
	毒物及び劇物取締法	21-23	0	0	1	0		1	1
特定行政庁	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例*	19-23	0	0	1	0		1	1
	建築基準法(建築統計の作成)		0	0	1	0		1	1
	栃木県建築基準条例		0	0	1	0		1	1
	都市計画法(建築の許可等)		0	0	1	0		1	1
	栃木県景観条例		1	2	0	2		5	5

表の見方

1 網掛け部分について

それぞれの市町において対象となる法令等について、網掛けをしている。

2 選択パッケージの凡例

特例：大都市特例により中核市の権限となっているものである。

独自：市町村で条例を定め、県条例の適用除外とするもの等である。

済：既に移譲済みであるものである。

3 その他

- ・ *印のある栃木県ひとにやさしいまちづくり条例は、特定行政庁（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市）に移譲済みであるが、一部新規項目について平成 19 年度に移譲した。
- ・ 合計欄の数字は、市町村合併前の市町村を含んでおり、市町村数の欄の数字は、H23.4.1 現在の市町村数を表示している。

基本パッケージの概要

1 全市町村対象

(1) 地方自治法（移譲年度：H19）

権限の概要	・あらたに生じた土地の確認に関する届出の受理及び告示
移譲の趣旨	・実際にあらたに生じた土地の確認を行った市町村長が実施することによって、よりの確に対応することが可能となり、また事務処理の迅速化を図ることもできる。
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧（計：2 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
あらたに生じた土地の確認に関する事務	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたことを確認した旨の届出の受理
	第9条の5第2項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたことを確認した旨の告示

(2) 国土利用計画法（移譲年度：H19）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一定面積以上の大規模な土地取引をしたときの土地売買等届出(事後届出)の受理 ・事後届出に係る土地の利用目的についての勧告又は助言 ・遊休土地である旨の認定及び通知 ・事後届出又は遊休土地の認定等に係る土地等への立入検査 など
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧（計：17 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
土地に関する権利の移転等の届出に関する事務	第23条第1項	土地に関する権利の移転等又は設定後における利用目的等の届出の受理
	第24条第1項	土地の利用目的に関する勧告
	第24条第3項	勧告をする期間の延長に係る届出者に対する通知
	第25条	勧告に基づき講じた措置の報告の徴収
	第26条	勧告に従わない者の公表
	第27条 第27条の2	土地に関する権利の処分についてのあっせん等 適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言
遊休土地に関する措置に関する事務	第28条第1項	遊休土地である旨の通知
	第28条第2項	遊休土地の要件該当通知をすべき旨の土地所在市町村長から

(法第23条第1項の規定による届出に係る土地を所有している者のその所有に係る土地に限る。)		の申出の受理
	第28条第3項	遊休土地所在市町村長への通知
	第29条第1項	遊休土地に係る計画の届出の受理
	第30条	届出者に対する有効かつ適切な利用の促進に関する助言
	第31条第1項	届出者に対する意見の聴取及び勧告
	第31条第2項 (第25条準用)	勧告に基づき講じた措置の報告の徴収
	第32条第1項	遊休土地の買取りの協議をする者の決定及び通知
	第35条	買取り協議が成立しない場合における土地利用に関する計画の決定等の措置
立入検査に関する事務 (法第23条第1項及び第29条第1項の規定によるものに限る。)	第41条	立入検査等

(3) 火薬類取締法(移譲年度:H19)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・煙火の消費(花火大会に限る。)の許可に関する事務 ・煙火の消費場所への立入検査 ・煙火の消費に係る事故報告の受理等に関する事務 など
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた更なる保安の確保が可能となる。
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧(計:14項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
煙火の消費の許可等に関する事務	第25条第1項	煙火の消費の許可
	第25条第3項	煙火の消費の許可の取消し
	第43条第1項	煙火の消費場所への立入検査
	第45条第2号	煙火の消費の一時禁止又は制限
	第47条	煙火の消費による災害が発生した場合の現状変更の禁止
	第52条第1項	煙火の消費の許可前の県公安委員会からの意見聴取
	第52条第2項	煙火の消費の許可後の県公安委員会への通報
	省令第81条の14の表第11項	煙火の消費許可申請書記載事項変更届の受理
	規則第10条第1項	消費許可証の交付
	規則第10条第2項	許可証の喪失等の届出の受理
煙火の消費に係る事故報告の受理等	規則第12条の2	収去証の交付
	第46条第2項	煙火の消費による災害が発生した場合の消費者等からの報告の受理

に関する事務	第 52 条第 5 項	煙火の消費による災害が発生した場合の警察官からの通報の受理
煙火の消費に係る 県公安委員会等との 連携に関する事務	第 52 条第 4 項	煙火の消費に係る県公安委員会からの要請の受付

(4) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (移譲年度 : H19)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会及び商工会議所が作成する基盤施設計画 (小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業についての計画) の認定、変更認定、認定の取消し ・ 商工会及び商工会議所が作成する連携計画 (商工会等以外の者が実施する技術研修、展示会等の事業であって、商工会等が実施する支援事業と連携して実施する事業についての計画) の認定、変更認定、認定の取消し、報告徴収
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実状に応じたよりの確で迅速な事務処理が可能となる。 ・ 商工会法及び商工会議所法に基づく権限についても既に移譲済みであり、商工会及び商工会議所に係る業務について、市町村において一元的に対応することが可能となる。
対象市町	・ 全市町
特記事項	・ 商工会連合会に係る権限については移譲しない。

移譲項目の内容一覧 (計 : 7 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
基盤施設計画の認定に関する事務	第 5 条第 1 項	基盤施設計画の認定
	第 6 条第 1 項	基盤施設計画の変更認定
	第 6 条第 2 項	基盤施設計画の認定の取消し
連携計画の認定に関する事務	第 18 条第 1 項	連携計画の認定
	第 19 条第 1 項	連携計画の変更認定
	第 19 条第 2 項	認定連携計画の取消し
	第 22 条第 1 項	報告の徴収

(5) 林業種苗法 (移譲年度 : H19)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業用に供される種子及び苗木等を配布の目的を持って生産する事業者の登録事務 ・ 他の者が生産した種子及び苗木等を配布する事業者の届出書の受理 ・ 生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票等表示義務違反に対する是正命令
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や住民の利便性の向上が図られる。
対象市町	・ 全市町

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生産事業者登録の条件となる事前講習会は、従前どおり県で行う。 ・市町村において、手数料条例の制定が必要である。
------	---

移譲項目の内容一覧（計：23 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
生産事業者の登録及び配布事業者の届出に関する事務	第 10 条第 1 項	生産事業者の登録
	第 12 条第 1 項	生産事業者登録証の交付
	第 12 条第 3 項	登録を拒否した場合の通知
	第 13 条第 1 項	生産事業者登録証の記載事項の変更に伴う書替交付
	第 13 条第 2 項	生産事業者登録証の滅失等に伴う届出の受理及び再交付
	第 13 条第 3 項	登録事項の変更届出及び生産事業の廃止届出書の受理
	第 14 条第 2 項	生産事業者廃止に伴う生産事業者登録証の返納の受理
	第 15 条第 1 項	生産事業者登録の取り消し
	第 15 条第 3 項	生産事業者登録取消しに伴う生産事業者登録証の返納の受理
	第 16 条	登録、登録の失効、登録の取り消し、登録事項の変更にに関する公告
	第 17 条第 1 項	配布事業者の届出書の受理
	第 17 条第 2 項	配布事業者に係る事項の変更の届出の受理
	政令第 5 条第 1 項	生産事業者の登録、変更届出に係る他の都道府県知事への通知
	政令第 5 条第 2 項	生産事業を廃止した場合の他の都道府県知事への通知
政令第 6 条	配布事業者の届出に係る他の都道府県知事への通知	
表示義務違反に対する是正命令に関する事務	第 19 条第 1 項	生産事業者表示票(表示書)及び配布事業者表示票(表示書)の虚偽の表示に係る是正の命令
	第 19 条第 2 項	命令を受けた生産事業者又は配布事業者の住所地が他の都道府県の場合の通知
報告の徴収に関する事務	第 27 条（生産事業者又は配布事業者に係るものに限る）	生産事業者または配布事業者等からの業務に必要な事項についての報告の徴収
立入検査等の事務	第 28 条（生産事業者又は配布事業者に係るものに限る）	立入検査等
監督処分に関する事務	第 29 条第 1 項	法律等の違反に関する処分
	第 29 条第 2 項	農林水産大臣が命令、制限又は禁止をした場合の通知の受理
	第 29 条第 3 項において準用する第 19 条第 2 項	法律等の違反に関する処分をした生産事業者等の住所地が他の都道府県の場合の通知
閲覧に関する事務	規則第 3 条	生産事業者登録簿の閲覧の実施

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (移譲年度 : H19)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣捕獲等の許可 ・ 特別保護地区内における行為の許可 ・ 猟区の認可 ・ 特別保護地区内における行為に対する立入検査
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・ 全市町
特記事項	・ 特になし

移譲項目の内容一覧 (計 : 27 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
鳥獣捕獲等の許可に関する事務	第 9 条第 1 項	鳥獣捕獲等の許可
	第 9 条第 7 項	鳥獣捕獲等の許可証交付
	第 9 条第 8 項	従事者証の交付
	第 9 条第 9 項	許可証又は従事者証の再交付
	第 9 条第 11 項	許可証又は従事者証の返納
	第 9 条第 13 項	捕獲等の結果報告
	第 10 条第 1 項	違反者に対する措置命令
	第 10 条第 2 項	許可の取消
	省令第 7 条第 10 項	変更届の受理
	省令第 7 条第 11 項	従事者証の変更届の受理
	省令第 7 条第 12 項	許可証の亡失届の受理
	省令第 7 条第 13 項	従事者証の亡失届の受理
特別保護地区内における行為の許可に関する事務	第 29 条第 7 項	特別保護地区内における行為の許可
	第 30 条第 1 項	特別保護地区内における行為の許可を受けた者への指示
	第 30 条第 2 項	特別保護地区内における行為に対する措置命令
	第 30 条第 3 項	特別保護地区内における原状回復
猟区に関する事務	第 68 条第 1 項	猟区の認可
	第 70 条第 1 項	猟区の認可の公示
	第 71 条第 1 項	猟区管理規定の変更又は猟区の廃止の認可
	第 71 条第 2 項	猟区管理規定の軽微な変更の届出の受理
	第 71 条第 3 項	猟区管理規定の変更又は猟区の廃止の認可の公示
	第 72 条第 1 項	猟区の認可の取消し
	第 72 条第 2 項	猟区の認可の取消しの公示
	第 73 条第 2 項	猟区に係る表示事項の変更の公示
	省令第 76 条	猟区の事業の報告等
立入検査等に関する事務	第 75 条第 2 項	特別保護地区内における立入検査
死亡等の届出の受理に関する事務	規則第 14 条	鳥獣捕獲等の許可証若しくは従事者証の交付を受けた者が死亡したときの届出の受理

(7) 単身赴任手当の支給に関する規則 (移譲年度 : H19)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校職員が届け出た単身赴任届の事実の確認 ・市町村立学校職員の単身赴任手当の月額決定又は改定 ・単身赴任手当の支給を受けている市町村立学校職員に対する随時の事実の確認
移譲の趣旨	・事務処理の能率化や簡素化が可能になる。
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧 (計 : 2 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
確認及び決定に関する事務	第 8 条	職員から単身赴任届が提出されたときの届出の事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定
支給中の事実の確認に関する事務	第 10 条	単身赴任手当の支給を受けている職員が、支給要件を備えているか、支給月額が適正であるかの随時の確認及び職員に対する必要に応じた確認書類の提出要求

(8) 児童手当法 (移譲年度 : H19)

権限の概要	・市町村立学校職員の児童手当の受給資格及び額の認定
移譲の趣旨	・事務処理の能率化や簡素化が可能になる。
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧 (計 : 2 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
受給資格及び額の認定に関する事務	第 17 条において読み替える第 7 条第 1 項	第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用される市町村立学校職員の児童手当の受給資格及び額の認定
	第 17 条第 2 項において準用する第 7 条第 2 項	住所を変更した場合の上記の認定

(9) 森林法 (移譲年度 : H20)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林の制限に関する事務 ・保安施設地区の制限に関する事務
移譲の趣旨	・地域に応じたよりの確な対応が可能となる
対象市町	・全市町
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧 (計 : 39 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
保安林の制限に関する事務	第 34 条第 1 項	保安林内の立木の伐採の許可
	第 34 条第 2 項	保安林内の立竹の伐採等の許可

第 34 条第 8 項	許可に係る立木を伐採した旨の届出の受理
第 34 条第 9 項	第 34 条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 4 号に掲げる場合に該当する行為をしたときに提出される届出書の受理
第 34 条第 10 項	第 34 条第 8 項及び第 9 項の規定による届出があった場合にその旨を市町村長への通知
第 34 条の 2 第 1 項	保安林内の択伐の届出書の受理
第 34 条の 2 第 2 項	保安林内の択伐の計画を変更すべき旨の命令
第 34 条の 2 第 4 項	保安林内の択伐の届出書が提出された場合の市町村の長への通知
第 34 条の 3 第 1 項	保安林内の間伐の届出書の受理
第 34 条の 3 第 2 項で準用する第 34 条の 2 第 2 項	保安林内の間伐の計画を変更すべき旨の命令
第 34 条の 3 第 2 項で準用する第 34 条の 2 第 4 項	保安林内の間伐の届出書が提出された場合の市町村の長への通知
第 38 条第 1 項	伐採の中止等の命令
第 38 条第 2 項	行為の中止等の命令
第 38 条第 3 項	植栽すべき旨の命令
第 38 条第 4 項	植栽すべき旨の命令
省令第 22 条の 8 第 1 項第 5 号	保安林内において、法第 34 条第 2 項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置する場所等の立木伐採の届出の受理
省令第 22 条の 8 第 1 項第 6 号	保安林内において、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルスであって県知事が指定するものを駆除する場合等の立木伐採の届出の受理
省令第 22 条の 8 第 1 項第 7 号	保安林内において、林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置する場合の立木伐採の届出の受理
省令第 22 条の 8 第 1 項第 8 号	保安林内において、その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第 3 条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去する場合の立木伐採の届出の受理
省令第 22 条の 8 第 1 項第 9 号	保安林内において、道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去する場合の立木伐採の届出の受理
省令第 22 条の 8 第 1 項第 10 号	保安林内において、国有林を管理する国の機関が当該保安林の立木を伐採する場合の立木伐採の協議

	省令第22条の11第1項第3号	保安林内において、自家の生活の用に充てる場合の下草、落葉又は落枝の採取の届出の受理
	省令第22条の11第1項第4号	保安林内において、学術研究の目的に供する場合の下草、落葉又は落枝の採取の届出の受理
	省令第22条の11第1項第5号	保安林内において、国有林を管理する国の機関が当該国有林の区域内においてする立木伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の協議
	省令第22条の15第1項	火災、風水害その他の非常災害により伐採跡地の現況等に著しい変更を生じた場合の植栽の義務の例外
	省令第22条の15第2項	択伐後に、指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽することが不相当でない場合の植栽の義務の例外
	規則第13条	土地形質変更等着手届の受理
	規則第14条	土地形質変更等完了届の受理
保安施設地区の制限に関する事務	第44条で準用する第34条第1項	保安施設地区内の立木の伐採の許可
	第44条で準用する第34条第2項	保安施設地区内の立竹の伐採等の許可
	第44条で準用する第34条第8項	許可に係る立木を伐採した旨の届出の受理
	第44条で準用する第34条第9項	第34条第1項第7号等に掲げる場合に該当する行為をしたときに提出される届出書の受理
	第44条で準用する第34条第10項	第34条第8項及び第9項の規定による届出があった場合の市町村の長への通知
	第44条で準用する第34条の2第1項	保安施設地区内の択伐の届出書の受理
	第44条で準用する第34条の2第2項	保安施設地区内の択伐の計画を変更すべき旨の命令
	第44条で準用する第34条の2第4項	保安施設地区内の択伐の届出書が提出された場合の市町村の長への通知
	第44条で準用する第34条の3第1項	保安施設地区内の間伐の届出書の受理
	第44条において準用する第34条の3第2項でさらに準用する第34条の2第2項	保安施設地区内の間伐の計画を変更すべき旨の命令
	第44条において準用する第34条の3第2項でさらに準用する第34条の2第4項	保安施設地区内の間伐の届出書が提出された場合の市町村の長への通知

(10) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（移譲年度：H20）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会林野整備計画の審査及び適否の決定 ・ 適当と決定した整備計画書の写の公告縦覧・異議の申出受付 ・ 整備計画の認可・登記嘱託 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の権利関係調整等の円滑な促進 ・ 認可等の事務処理の迅速化
対象市町	・ 足利市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、茂木町、塩谷町
特記事項	・ 入会林野等活用協議会の設置が必要である。

移譲項目の内容一覧（計：29 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
入会林野整備計画の許可等に関する事務（入会林野が単一市町村区域である場合に限る。）	第 6 条第 1 項	入会林野整備計画の適否の決定通知
	第 6 条第 3 項	当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見の聴取
	第 6 条第 4 項	計画に係る公告、縦覧
	第 7 条第 1 項	異議の申出の受理
	第 7 条第 2 項	異議の申出を受けた場合、申請人代表者に対し、異議の申し出をした者との協議の命令
	第 7 条第 3 項	上記協議の結果報告書の受理
	第 8 条第 1 項	申請代理人が異議申し出に係る調停をすることができなかった等の場合の調停申請の受理
	第 8 条第 2 項	調停
	第 8 条第 4 項	当事者への調停案の提示及びその受諾の勧告
	第 9 条第 1 項	計画を適当とする旨の決定後に生じた入会権者の変更等に伴う計画変更の申請
	第 9 条第 2 項	計画を適当とする旨の決定後に計画の変更を必要とする場合の申請
	第 9 条第 4 項において準用する第 6 条第 1 項	変更申請の適否の決定通知
	第 9 条第 4 項において準用する第 6 条第 3 項	変更申請に係る当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見の聴取
	第 9 条第 6 項	認可申請者が規約又は代表者を変更したときの届出の受理
	第 10 条第 1 項	入会林野整備計画書の申請の却下
	第 10 条第 2 項	却下したときの異議申出人に対する通知
第 11 条第 1 項	入会林野整備計画の認可	
第 11 条第 2 項	金銭の供託の命令及び供託をしなくても良い旨の申し出があった場合の届出の受理	
第 11 条第 3 項	認可の公告、整備計画を記載した書面の管轄登記所への送付	

	第 14 条第 1 項	整備計画に係る土地の分割又は合併の手續
	第 14 条第 2 項	登記の囑託
	第 14 条第 3 項	生産森林組合等が権利の存続期間等を届け出たときの登記の囑託
	第 22 条第 1 項	旧慣使用林野整備に関する計画の認可
	第 22 条第 2 項	当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見の聴取
	第 22 条第 3 項	市町村長に対する認可しようとする旨の通知
	第 22 条第 4 項	計画を記載した書面の管轄登記所への送付
	第 23 条第 2 項において準用する第 14 条第 1 項	整備計画に係る土地の分割又は合併の手續
	第 23 条第 2 項において準用する第 14 条第 2 項	登記の囑託
	第 23 条第 2 項において準用する第 14 条第 3 項	生産森林組合等が権利の存続期間等を届け出たときの登記の囑託

(11) 屋外広告物法・栃木県屋外広告物条例（移譲年度：H21）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物の措置命令及び公告 ・違反広告物の除却 ・屋外広告物の許可 ・公共的団体の公共的目的のための広告物設置に係る届出の受理
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能になる。
対象市町	・全市町
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、手数料条例、住民参加型違反広告物除却推進制度要綱（任意）の制定が必要である。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 ・日光市及び那須町は、独自に条例を制定するため、屋外広告物法のみ移譲する。

移譲項目の内容一覧（計：24 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
監督に関する事務	第 7 条第 3 項	違反に対する措置及び費用の徴収
	第 7 条第 4 項	違反のはり紙、はり札、立看板に係る措置
	第 8 条第 1 項	保管
	第 8 条第 2 項	公示
	第 8 条第 3 項	評価、売却、売却代金の保管
	第 8 条第 4 項	廃棄

屋外広告物の許可に関する事務	条例第 5 条	屋外広告物の許可
適用除外に関する事務	条例第 8 条第 4 項	自己の営業所等に表示又は設置する広告物の設置の許可
	条例第 8 条第 5 項	自己の営業所等の以外の場所に表示し、又は設置する広告物の設置の許可
	条例第 8 条第 6 項	道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とした広告物の設置の許可
	条例第 9 条第 2 項	広告物の禁止地域等の適用除外の許可
許可の期間・条件に関する事務	条例第 13 条第 3 項	屋外広告物の継続の許可
変更等の許可に関する事務	条例第 14 条第 1 項	変更による許可
広告物の除却に関する事務	条例第 18 条第 2 項	広告物の除却の届出
違反に対する措置に関する事務	条例第 19 条第 1 項	違反広告物の措置命令
	条例第 19 条第 2 項	違反広告物の除却
	条例第 19 条第 3 項	除却の公告
許可の取消に関する事務	条例第 20 条	違反に対する許可の取消
除却した広告物等の保管、売却及び返還に関する事務	条例第 21 条の 2 第 2 項	公報に掲載、保管した広告物及び掲出物件の一覧簿の閲覧
	条例第 21 条の 3	屋外広告物又は掲出物件の評価に関し専門的知識を有する者への意見聴取
	条例第 21 条の 6	屋外広告物又は掲出物件の返還
管理者の届出の受理に関する事務	条例第 24 条	管理者等の届出、変更の届出
検査に関する事務	条例第 29 条の 4 第 1 項	報告、資料の請求及び広告物若しくは掲出物件の検査
公共的団体の公共的目的による届出に関する事務	規則第 4 条第 2 項	公共的団体の公共的目的による届出の受理

(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（移譲年度：H21）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定路外駐車場の設置（変更）届出の受理 ・ 路外駐車場管理者等への是正措置命令 ・ 路外駐車場管理者等への報告徴収、特定路外駐車場の立入検査・質問
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場法と併せた路外駐車場に係る事務処理の一元化が図れ、地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となり、また事務処理の迅速化を図ることもできる。

対象市町	・全市町
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧（計：4項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定路外駐車場の設置等に関する事務	第12条第1項	設置の届出の受理
	第12条第2項	変更の届出の受理
是正命令に関する事務	第12条第3項	基準適合義務違反の是正に関する措置命令
立入検査等に関する事務	第53条第2項	報告徴収、立入検査・質問

（13）旅券法（移譲年度：H22）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅券の発給申請の受理 ・一般旅券の交付
移譲の趣旨	・住民にとって最も身近な市役所、町役場において、必要書類である戸籍抄本（謄本）の入手と併せ、旅券の申請や受取ができるようになり、住民の利便性向上に資する。
対象市町	・全市町
特記事項	・緊急発給、早期発給、発給制限該当者に対する発給、渡航先の追加等の業務は、引き続き県旅券センターにおいて行う。また、日曜日交付を行わない市町住民への日曜日交付の業務についても、当分の間、県旅券センターにおいて行う。

移譲項目の内容一覧（計：17項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
一般旅券の発給申請の受理に関する事務	第3条第1項	一般旅券の発給申請の受理
	第3条第2項	身分上の事実の確認及び認定
	第3条第3項	人違いでないことの確認及び住居等を立証する書類の要求
一般旅券の交付に関する事務	第8条第1項	一般旅券の交付
	第8条第3項	一般旅券の交付に当たり出頭を求めない旅券の交付
記載事項に変更を生じた場合の発給等に関する事務	第10条第1項本文	一般旅券の返納の受理
	第10条第1項ただし書	記載事項の訂正申請の受理
	第10条第4項において準用する第8条第1項	記載事項を訂正した旅券の交付
査証欄の増補に関する事務	第12条第1項	査証欄の増補申請の受理
	第12条第3項において準用する第8条第1項	査証欄の増補後の旅券の交付

紛失又は焼失の届出に関する事務	第 17 条第 1 項	紛失又は焼失の届出の受理
	第 17 条第 2 項	出頭が困難であると認められる場合の届出の受理
	第 17 条第 3 項	人違いでないことの確認及び住居等を立証する書類の要求
返納に関する事務	第 19 条第 5 項	失効一般旅券の返納の受理
	第 19 条第 6 項	返納旅券の還付
申請者が出頭しない場合の申請に関する事務	省令第 3 条第 1 項	申請者が出頭しない場合の申出の受理
	省令第 3 条第 2 項	代理出頭者の身分確認のための書類等の提示又は提出の要求

2 人口 7 万 5 千人以上の市対象

(1) 大規模小売店舗立地法 (移譲年度 : H22)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 m²超) に係る新設や変更の届出等の受理 ・大規模小売店舗の立地に伴う交通や騒音等の周辺地域の生活環境への影響についての審査 ・周辺地域の生活環境の保持の見地から、大規模小売店舗の設置者に対する意見の陳述
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の目的は、店舗周辺の生活環境の保持であり、この趣旨からすれば、住民に最も身近で地域の実情を把握している市が、地域におけるまちづくりとの整合性などに配慮しながら事務を進めていくことが望ましい。
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 7 万 5 千人以上の市
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等を設置し、専門家の意見を求めることが適当である。(県立地審の活用可)

移譲項目の内容一覧 (計 : 32 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
大規模小売店舗の設置等に関する事務	第 5 条第 1 項	新設の届出の受理
	第 5 条第 3 項	新設の届出の公告・縦覧
	第 5 条第 3 項(第 6 条第 3 項において準用)	変更の届出の公告・縦覧
	第 5 条第 3 項(第 8 条第 8 項において準用)	意見を踏まえた変更届出の公告・縦覧
	第 5 条第 3 項(第 9 条第 5 項において準用)	勧告を踏まえた変更届出の公告・縦覧
	第 6 条第 1 項	変更の届出の受理 (形式的変更)
	第 6 条第 2 項	変更の届出の受理 (実質的変更)
	第 6 条第 5 項	廃止の届出の受理
	第 6 条第 6 項	廃止の届出の公告

	第7条第3項	説明会の開催に関する意見陳述
	第8条第1項	市町村からの意見の聴取
	第8条第2項	住民等からの意見書の受理
	第8条第3項	市町村・住民等からの意見の公告・縦覧
	第8条第4項	届出者に対する意見の陳述及び意見を有しない旨の通知
	第8条第6項	届出者に対する意見の公告・縦覧
	第8条第7項	意見を踏まえた変更届出等の受理
	第9条第1項	届出者に対する勧告
	第9条第3項	勧告内容の市町村への通知・公告
	第9条第4項	勧告を踏まえた変更届出の受理
	第9条第7項	勧告に従わなかった者の公表
	第11条第3項	承継の届出の受理
	第12条	関係行政庁への協力の要請
	第14条第1項	届出者からの報告の聴取
	第14条第2項	小売業者からの報告の聴取
	附則第5条第1項	法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の受理
	附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用)	法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の受理
	省令第8条	軽微な変更の認定
	省令第11条第1項ただし書	説明会の開催の回数の指定
	省令第11条第2項	説明会を開催する必要がある旨の認定
	省令第12条第3号	公告の方法の認定
	省令第13条第1項	説明会を開催することができない事由の認定
	省令第13条第2項第3号	届出等の内容を周知させるための方法の認定

(2) 児童福祉法(移譲年度:H22)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査 ・認可外保育施設に対する改善勧告、勧告に従わない場合の公表 ・認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令等 ・認可外保育施設の届出の受理 ・認可外保育施設の運営状況報告の受理及び公表
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所を補完する認可外保育施設の実態の把握により、地域住民の保育需要に応じた適切な入所決定が行える。 ・認可外保育施設の実態の把握が容易になり、適切な指導監督が行える。
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・人口7万5千人以上の市

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の所在地に関わらず施設が所在する市町村で対応する。 ・ 国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。
------	--

移譲項目の内容一覧（計：11 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
認可外保育施設に関する事務	第 59 条第 1 項	認可外保育施設に対する報告の徴収、立入調査等
	第 59 条第 3 項	認可外保育施設に対する改善勧告等
	第 59 条第 4 項	認可外保育施設が勧告に従わない場合の公表
	第 59 条第 5 項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取あり）
	第 59 条第 6 項	認可外保育施設に対する事業の停止命令又は施設の閉鎖命令（児童福祉審議会の意見聴取なし）
	第 59 条第 7 項	勧告又は命令をした場合における市町長への通知
	第 59 条の 2 第 1 項	認可外保育施設の届出の受理
	第 59 条の 2 第 2 項	認可外保育施設の変更届出の受理
	第 59 条の 2 第 3 項	認可外保育施設の届出を受理した場合における市町長への通知
	第 59 条の 2 の 5 第 1 項	認可外保育施設の運営状況報告の受理
	第 59 条の 2 の 5 第 2 項	認可外保育施設の運営状況報告等の通知及び公表

3 中核市対象

(1) 介護保険法（移譲年度：H20）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法に基づく事業者等に対する指定及び許可 ・ 指定を行った事業者等に対する指導監査（指定の取消し等行政処分を含む。）など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームに対する老人福祉法・社会福祉法上の届出・許可・指導監査等の権限は中核市である宇都宮市となっており、これらの権限と介護保険法上の指定・指導監督権限には重複が多く見られる。 ・ 県と中核市の二重構造を解消し、中核市が一体的に指定・指導監督を行うことにより、事業者の利便性も増し、質の高い介護サービスの確保が期待できる。
対象市町	・ 宇都宮市
特記事項	・ 特になし

移譲項目の内容一覧（計：97 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
指定居宅サービス	第 24 条第 1 項*	帳簿書類等の提示の命令及び質問

事業者の指定等に関する事務	第 24 条第 2 項*	報告の徴収等
	第 41 条第 1 項	指定居宅サービス事業者の指定
	第 70 条第 5 項	関係市町村からの意見聴取
	第 70 条の 2 第 1 項	指定居宅サービス事業者の指定の更新
	第 70 条の 2 第 4 項	関係市町村からの意見聴取
	第 71 条第 1 項ただし書	別段の申し出の受理
	第 72 条第 1 項ただし書	別段の申し出の受理
	第 75 条	指定居宅サービス事業者の名称の変更等の届出の受理
	第 76 条第 1 項	指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 76 条の 2 第 1 項	指定居宅サービス事業者に対する勧告
	第 76 条の 2 第 2 項	指定居宅サービス事業者に対する勧告の公表
	第 76 条の 2 第 3 項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令
	第 76 条の 2 第 4 項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 76 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 77 条第 1 項	指定居宅サービス事業者等の指定の取消し又は停止
第 77 条第 2 項	市町村からの通知の受理	
第 78 条	指定居宅サービス事業者の指定等の公示	
指定居宅介護支援事業者の指定等に関する事務	第 46 条第 1 項	指定居宅介護支援事業者の指定
	第 79 条の 2 第 1 項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
	第 82 条	指定居宅介護支援事業者の名称の変更等の届出の受理
	第 83 条第 1 項	指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 83 条の 2 第 1 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告
	第 83 条の 2 第 2 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告の公表
	第 83 条の 2 第 3 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置命令
	第 83 条の 2 第 4 項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 83 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 84 条第 1 項	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は停止
	第 84 条第 2 項	市町村からの通知の受理
第 85 条	指定居宅介護支援事業者の指定等の公示	
指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	第 48 条第 1 項第 1 号	指定介護老人福祉施設の指定
	第 86 条第 3 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 86 条の 2 第 1 項	指定介護老人福祉施設の指定の更新
	第 86 条の 2 第 4 項	関係市町村からの意見の聴取

	において準用する 第 86 条第 3 項	
	第 89 条	指定介護老人福祉施設の名称の変更等の届出の受理
	第 90 条第 1 項	指定介護老人福祉施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 91 条の 2 第 1 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告
	第 91 条の 2 第 2 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告の公表
	第 91 条の 2 第 3 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令
	第 91 条の 2 第 4 項	指定介護老人福祉施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 91 条の 2 第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 92 条第 1 項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は停止
	第 92 条第 2 項	市町村からの通知の受理
	第 93 条	指定介護老人福祉施設の指定等の公示
介護老人保健施設の開設許可等に関する事務	第 94 条第 1 項	介護老人保健施設の開設許可
	第 94 条第 2 項	介護老人保健施設の変更許可
	第 94 条第 6 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 94 条の 2 第 1 項	介護老人保健施設の指定の更新
	第 94 条の 2 第 4 項 において準用する 第 94 条第 6 項	関係市町村からの意見の聴取
	第 95 条第 1 項	介護老人保健施設の管理者の承認
	第 95 条第 2 項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認
	第 98 条第 1 項第 4 号	介護老人保健施設に関して広告できる事項
	第 99 条	介護老人保健施設の名称の変更等の届出の受理
	第 100 条第 1 項	介護老人保健施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第 100 条第 3 項	市町村からの通知の受理
	第 101 条	介護老人保健施設の使用制限
	第 102 条第 1 項	介護老人保健施設の管理者の変更命令
	第 103 条第 1 項	介護老人保健施設に対する勧告
	第 103 条第 2 項	介護老人保健施設に対する勧告の公表
	第 103 条第 3 項	介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令
	第 103 条第 4 項	介護老人保健施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第 103 条第 5 項	市町村からの通知の受理
	第 104 条第 1 項	介護老人保健施設の開設許可の取消し又は停止
	第 104 条第 2 項	市町村からの通知の受理
第 105 条において	休止の届出の受理	

	準用する医療法第8条の2第2項	
	第105条において準用する医療法第9条	廃止の届出の受理
	第105条において準用する医療法第15条第3項	エックス線装置の設置届出の受理
指定介護療養型医療施設の指定等に関する事務	第107条第1項	指定介護療養型医療施設の指定
	第107条第5項	関係市町村からの意見の聴取
	第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定の更新
	第107条の2第4項において準用する第107条第5項	関係市町村からの意見の聴取
	第108条第1項	指定介護療養型医療施設の指定変更承認
	第111条	指定介護療養型医療施設の名称の変更等の届出の受理
	第112条第1項	指定介護療養型医療施設等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第113条の2第1項	指定介護療養型医療施設に対する勧告
	第113条の2第2項	指定介護療養型医療施設に対する勧告の公表
	第113条の2第3項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に係る措置命令
	第113条の2第4項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に係る措置命令の公示
	第113条の2第5項	市町村からの通知の受理
	第114条第1項	指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は停止
	第114条第2項	市町村からの通知の受理
第115条	指定介護療養型医療施設の指定等の公示	
指定介護予防サービス事業者の指定等に関する事務	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定
	第115条の5	指定介護予防サービス事業者の名称の変更等の届出の受理
	第115条の6	指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
	第115条の7第1項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告
	第115条の7第2項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告の公表
	第115条の7第3項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令
	第115条の7第4項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置命令の公示
	第115条の7第5項	市町村からの通知の受理
	第115条の8第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は停止
	第115条の8第2項	市町村からの通知の受理
第115条の9	指定介護予防サービス事業者の指定等の公示	

	第 115 条の 10 において準用する第 70 条の 2 第 1 項	指定介護予防サービス事業者の指定の更新
	第 115 条の 10 において準用する第 71 条第 1 項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申し出の受理
	第 115 条の 10 において準用する第 72 条第 1 項ただし書	指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護老人保健施設又は介護医療型医療施設の別段の申し出の受理
	第 115 条の 29 第 6 項	指定居宅サービス事業者等の指定の取消又は指定の効力の停止

* 第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定については、全ての事務に共通。

選択パッケージの概要

1 全市町対象

(1) 特定非営利活動促進法（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立の認証 ・ NPO 法人の定款変更、合併等の認証 ・ 事業報告書、役員の変更等の届書等の受理 ・ NPO 法人への報告徴収、改善命令、設立認証取消し等の監督業務 など 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な市町村が認証等の窓口となることで、住民や NPO 法人の利便性を図ることができ、より一層 NPO 法人の活動が促進される。 ・ NPO 法人の活動等を把握することにより、市町村と NPO 法人の協働が推進される。 		
対象市町	・ 全市町		
移譲市町 (23 市町)	19 年度	栃木市、日光市、茂木町、旧大平町、旧藤岡町、岩舟町、那須町	5 (7)
	20 年度	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市	6
	21 年度	真岡市、大田原市、那須塩原市	3
	22 年度	那須烏山市、下野市、西方町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町	7
	23 年度	さくら市、上三川町	2
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の事務所が単一の市町村内にある場合に限る。 ・ 国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 		

移譲項目の内容一覧（計：36 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
NPO 法人の設立認証等に関する事務	第 10 条第 1 項	特定非営利活動法人設立の認証
	第 10 条第 2 項	公告及び縦覧
	第 12 条第 3 項	不認証の通知
	第 12 条の 2 において準用する第 43 条の 2	法人設立認証の際の県警本部長の意見の聴取
	第 12 条の 2 において準用する第 43 条の 3	法人設立認証の際の県警本部長からの意見の受理
	第 13 条第 2 項	登記完了届出書の受理
	第 17 条の 3	仮理事の選任
	第 17 条の 4	特別代理人の選任
	第 18 条第 3 号	監事からの報告の受理
	第 23 条第 1 項	役員の変更等の届出の受理
	第 25 条第 3 項	定款の変更の認証
	第 25 条第 5 項において準用す	定款変更に係る公告及び縦覧

る第10条第2項	
第25条第5項において準用する第12条第3項	定款変更に係る不認証の通知
第25条第6項	軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
第29条第1項	事業報告書等の受理
第29条第2項	事業報告書等の閲覧の実施
第31条第2項	事業の成功の不能による解散の認定
第31条第4項	清算人の届出の受理
第31条の8	清算中に就任した清算人の届出の受理
第32条第2項	残余財産の帰属の認証
第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述等
第32条の2第4項	裁判所への意見の陳述
第32条の3	清算結了の届出の受理
第34条第3項	合併の認証
第34条第5項において準用する第10条第2項	合併に係る公告及び縦覧
第34条第5項において準用する第12条第3項	合併に係る不認証の通知
第39条第2項において準用する第13条第2項	合併の際の登記完了届出書の受理
第41条第1項	特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び検査
第42条	特定非営利活動法人に対する改善命令
第43条第1項	設立認証の取消し
第43条第2項	改善命令を経ない認証の取消し
第43条第4項	聴聞の期日における審理の非公開理由の通知
第43条の2	県警本部長の意見の聴取
第43条の3	県警本部長からの意見の受理
第46条の2関係	租税特別措置法施行令第39条の23第8項に規定する事業報告書等の写し及び証明書の国税庁長官への提出
同上	租税特別措置法施行令第39条の23第13項に規定する定期提出書類の国税庁長官への提出

(2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(移譲期間:H19~H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業(特定事業区域面積3,000㎡以上。以下同じ。)の許可 ・ 特定事業の変更許可、譲受け許可 ・ 土砂等搬入届等の受理 ・ 特定事業の許可の取消し など
-------	--

移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や市町村地域の実情に応じたよりの確な対応等が可能になる。		
対象市町	・全市町		
移譲市町 (6市町)	移譲済	宇都宮市	1
	19年度	栃木市、大田原市	2
	20年度	足利市	1
	21年度	日光市、野木町	2
	22年度	佐野市、旧大平町、旧都賀町	1
	23年度		(3)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において特定事業を所管するための条例改正が必要 ・市町村条例改正後、施行時期に合わせて県は県条例適用除外区域指定の告示を行う。 		

移譲項目の内容一覧(計:15項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
不適正な土砂の埋立て等の禁止に関する事務	第8条第2項	安全基準不適合土砂等の埋立て者に対する措置命令
	第9条第2項	土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の指導及び公表
特定事業に関する規制に関する事務	第10条	特定事業の許可
	第15条第1項	特定事業の変更の許可
	第16条	土砂等の搬入届出の受理
	第17条第2項	特定事業に使用された土砂等の量の報告の受理
	第18条第3項	水質検査等結果報告の受理
	第21条第1項	特定事業の完了等の届出の受理
	第22条第2項	特定事業の廃止等の届出の受理
	第22条の2第1項	譲受けの許可
	第23条第2項	相続による地位の承継に係る届出の受理
	第24条第1項	特定事業の許可の取消し
	第25条第1項	特定事業を行った者への緊急の措置命令
第25条の2	措置命令に従わない者の公表	
立入検査に関する事務	第28条	土砂等の埋立て等を行う者への立入検査

(3) 森林法(林地開発)(移譲期間:H19~H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発行為の許可 ・林地開発許可に係る届出の受理 ・林地開発行為に係る監督処分
移譲の趣旨	・地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。

対象市町	・全市町		
移譲市町 (11市町)	19年度	栃木市、壬生町、野木町	3
	20年度	宇都宮市、旧藤岡町、那須町	2 (3)
	21年度	大田原市、那須塩原市、旧大平町	2 (3)
	22年度	日光市、矢板市、那須烏山市、那珂川町	4
	23年度		
特記事項	・市町村において規則等の制定が必要である。		

移譲項目の内容一覧(計:9項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
林地開発許可に関する事務	法第10条の2第1項	林地開発行為の許可
	法第10条の2第6項	森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取
	法第10条の3	開発行為の中止等の命令
	規則第4条	林地開発行為着手届の受理
	規則第6条	林地開発行為完了届の受理
	規則第7条第1項	林地開発行為承継届の受理
	規則第8条第2項	林地開発行為の変更届の受理
	規則第9条	林地開発災害発生届の受理
	規則第10条第1項	林地開発一時中止(廃止)届の受理

(4) 流通業務市街地の整備に関する法律(移譲期間:H19~H23)

権限の概要	・流通業務地区内の施設整備の規制 など
移譲の趣旨	・住民に身近で、まちづくりの主体である市町村が許可等の窓口となることで、今後想定される流通業務市街地の機能更新のための公益施設や民間企業施設の立地誘導がより円滑に行われ、個性と魅力あるまちづくりが促進される。
対象市町	鹿沼市
移譲市町	希望なし
特記事項	・権限移譲以外の条項については、引き続き県が施行する。 ・今後新たに、流通業務市街地が整備される市町村については、同様の移譲を予定する。 ・国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。

移譲項目の内容一覧(計:3項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
流通業務地区内の規制等に関する事務	第5条第1項	流通業務市街地地区内の施設整備の規制(許可)等
	第6条第1項	違反施設に対する措置
	第6条第2項	違反施設に対する措置を自ら又は委任した者に行わせる旨の公告

(5) 都市緑地法 (管理機構) (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地管理機構が締結する管理協定に関する事務 ・ 緑地管理機構の指定に関する事務 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のボランティア団体等を緑地管理機構に位置付けて、緑地等の保有・管理を行うことができるため、各市町村の創意工夫のもと行政と民間の役割分担を定めることができる。 		
対象市町	・ 全市町		
移譲市町 (7 市町)	19 年度		
	20 年度		
	21 年度	宇都宮市	1
	22 年度	足利市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、野木町	6
	23 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 24 条第 4 項(第 28 条において準用する場合を含む。)については、宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

移譲項目の内容一覧 (計 : 17 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
緑地管理機構に関する事務	第 24 条第 4 項	管理協定内容の協議及び同意
	第 24 条第 4 項(第 28 条において準用)	管理協定内容変更の協議及び同意
	第 24 条第 5 項	管理協定の認可
	第 24 条第 5 項(第 28 条において準用)	管理協定の変更の認可
	第 25 条第 1 項	管理協定の公告及び縦覧
	第 25 条第 1 項(第 28 条において準用)	管理協定変更の公告及び縦覧
	第 25 条第 2 項	管理協定の意見書の受理
	第 25 条第 2 項(第 28 条において準用)	管理協定変更の意見書の受理
	第 27 条	管理協定の公告及び縦覧等
	第 27 条(第 28 条において準用)	管理協定変更の公告及び縦覧等
	第 68 条第 1 項	緑地管理機構の指定
	第 68 条第 2 項	緑地管理機構の指定の公示
	第 68 条第 3 項	緑地管理機構の変更の届出の受理
	第 68 条第 4 項	緑地管理機構の変更届出の公示
	第 71 条	緑地管理機構への改善命令
	第 72 条第 1 項	緑地管理機構の指定の取消し
	第 72 条第 2 項	緑地管理機構の指定の取消しの公示

(6) 都市緑地法 (保全計画・特別緑地保全地区) (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全地域に関する緑地保全計画策定の事務 ・ 緑地保全地域に関する地域内における行為の許可の事務 ・ 緑地保全地域に関する原状回復命令等の事務 ・ 特別緑地保全地区に地域内における行為の許可 ・ 特別緑地保全地区に関する原状回復命令等の事務 ・ 特別緑地保全地区に関する土地の買入、管理に関する事務 		
移譲の趣旨	・ 市町村が独自の計画や手法に基づいて緑地の管理を行うことで、より機動的、効果的に緑地の保全を図ることができる。		
対象市町	・ 全市町		
移譲市町 (6 市町)	19 年度		
	20 年度		
	21 年度		
	22 年度	足利市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、野木町	6
	23 年度		
特記事項	・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

移譲項目の内容一覧 (計 : 39 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
緑地保全地域に関する事務	第 6 条第 1 項	緑地保全計画の策定
	第 6 条第 4 項	緑地保全計画の公表及び関係市町村への通知
	第 7 条第 1 項	緑地保全地域である旨を示した標識の設置
	第 7 条第 4 項	標識の設置に係る損失補償
	第 7 条第 5 項	標識の設置に係る損失補償における協議
	第 7 条第 6 項	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請
	第 8 条第 1 項	緑地保全地域における行為の届出の受理
	第 8 条第 2 項	緑地保全地域における行為の禁止及び制限並びに命令
	第 8 条第 4 項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の延長及び通知
	第 8 条第 6 項	緑地保全地域における行為の届出に対する処分期間の短縮
	第 8 条第 7 項	緑地保全地域における国の機関等の行為に関する通知の受理
	第 8 条第 8 項	緑地保全地域における緑地保全のためとるべき措置についての協議要求
	第 9 条第 1 項	緑地保全地域における原状回復命令
	第 9 条第 2 項	緑地保全地域における原状回復の代執行及び公告
	第 10 条第 1 項	緑地保全地域における損失補償
	第 10 条第 2 項 (第 7 条第 5 項準用)	第 8 条第 2 項の処分による損失補償の協議
第 10 条第 2 項 (第 7 条第 5 項準用)	第 8 条第 2 項の処分による損失補償における裁決の申請	

	条第 6 項準用)	
	第 11 条第 1 項	緑地保全地域における行為の実施状況等の報告徴収
	第 11 条第 2 項	緑地保全地域における立入検査等
特別緑地保全地区 に関する事務	第 13 条(第 7 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区である旨を示した標識の設置
	第 13 条(第 7 条第 4 項準用)	標識の設置に係る損失補償
	第 13 条(第 7 条第 5 項準用)	標識の設置に係る損失補償における協議
	第 13 条(第 7 条第 6 項準用)	標識の設置に係る損失補償における裁決の申請
	第 14 条第 1 項	特別緑地保全地区における行為の許可
	第 14 条第 4 項	特別緑地保全地区における行為に関する通知の受理
	第 14 条第 5 項	特別緑地保全地区における行為の着手の届出の受理
	第 14 条第 6 項	特別緑地保全地区における非常災害のための必要な応急措置行為の届出の受理
	第 14 条第 7 項	特別緑地保全地区における助言及び勧告
	第 14 条第 8 項	特別緑地保全地区における国の機関等が行う行為の協議
	第 15 条(第 9 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区における原状回復命令
	第 15 条(第 9 条第 2 項準用)	特別緑地保全地区における原状回復の代執行及び公告
	第 16 条(第 10 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区における損失補償
	第 16 条(第 10 条第 2 項準用(第 7 条第 5 項準用))	第 14 条第 1 項の許可が受けることができないことによる損失補償の協議
	第 16 条(第 10 条第 2 項準用(第 7 条第 6 項準用))	第 14 条第 1 項の許可が受けることができないことによる損失補償における裁決の申請
	第 17 条第 1 項	特別緑地保全地区における土地の買入れ
	第 17 条第 2 項	特別緑地保全地区における土地の買入れの相手方の指定
	第 18 条	特別緑地保全地区における土地の管理
	第 19 条(第 11 条第 1 項準用)	特別緑地保全地区における行為の実施状況等の報告徴収
	第 19 条(第 11 条第 2 項準用)	特別緑地保全地区における立入検査等

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定開発行為の許可申請書等の受理及び処分 ・ 国等が行う特定開発行為の協議 ・ 監督処分 ・ 立入検査 ・ 特定開発行為の許可を受けたものに対する必要な助言・勧告 ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の勧告 															
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒避難体制を始め、土砂災害防止対策の推進に当っては、地元の状況について熟知していることが必要であるため、特定開発行為の許可に係る事務は土地の所在地を管轄する市町村が窓口になる方が効果的である。 															
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区指定された地域を有する市町 															
移譲市町	<table border="1"> <tr> <td>19年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	19年度			20年度			21年度			22年度			23年度		
19年度																
20年度																
21年度																
22年度																
23年度																
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 															

移譲項目の内容一覧（計：22項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定開発行為の許可等に関する事務	第9条第1項	特定開発行為の許可
	第13条第1項	既着手場合の届出の受理
	第13条第2項	既着手の場合の届出に係る助言又は勧告
	第14条	国又は地方公共団体との協議
	第15条第1項	許可又は不許可の通知
	第16条第1項	変更の許可
	第16条第3項	軽微な変更の届出の受理
	第16条第4項において準用する第14条	国又は地方公共団体との協議（変更の場合）
	第16条第4項において準用する第15条第1項	変更の許可又は不許可の通知
	第17条第1項	工事完了の届出の受理
	第17条第2項	検査済証の交付
	第17条第3項	工事完了の公告
	第19条	特定開発行為の廃止の届出の受理
	第20条第1項	許可の取消、条件変更、行為の停止及び必要な措置命令
第20条第2項	必要な措置命令に係る行政代執行及び公告	

	第 20 条第 3 項	許可の取消し、条件変更、行為の停止及び必要な措置命令の公示
	第 21 条第 1 項	立入検査
	第 22 条	報告の徴収及び資料の提出要求、助言又は勧告
	第 25 条第 1 項	移転等の勧告
	第 25 条第 2 項	必要な措置
	規則第 3 条	氏名等の変更等の届出の受理
	規則第 7 条	一般継承人の届出の受理

(8) 栃木県屋外広告物条例 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する届出の受理 ・ 上記届出をした者に対する必要な助言又は勧告 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観保全型広告整備地区の市町村が地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。 		
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区指定された地域を有する市町 		
移譲市町	19 年度		
	20 年度		
	21 年度		
	22 年度		
	23 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市、日光市、那須町は独自に条例を定めている。 		

移譲項目の内容一覧 (計 : 2 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
景観保全型広告整備地区に関する事務	第 6 条第 6 項	景観保全型広告整備地区における届出の受理
	第 6 条第 7 項	必要な助言又は勧告

(9) 農住組合法 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農住組合設立、解散、合併、定款変更等の認可 ・ 解散、清算終了の届出書等の受理 ・ 農住組合への報告徴収、措置命令、解散命令等の監督業務 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に身近な市町村が認可の窓口になることで、農地の活用が図られ、一層の住宅供給化と「農と住の調和したまちづくり」が促進される。
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる土地の全部又は一部を含む都市計画区域 <ul style="list-style-type: none"> ア) 首都圏整備法 (昭和 31 年法律第 83 号) 第 2 条第 3 項に規定する既成市街地、同条第 4 項に規定する近郊整備地帯又は同条第 5 項に規定する都市開発区域 (鹿沼市、真岡市、上三川町、芳賀町、壬生町、二宮町、高根沢町、足利市、佐野市、栃木市、大平町、都賀町、岩舟町、藤岡町、小山市、下野市、野木町)

	イ) 都の区域又は都道府県庁所在の市の区域若しくは人口 25 万以上の市の区域 (宇都宮市) ウ) 上記の区域と密接な関連を有する都市計画区域で、主務大臣が指定するもの		
移譲市町 (4 市町)	19 年度	野木町	1
	20 年度		
	21 年度	栃木市、旧大平町	1 (2)
	22 年度	佐野市、下野市	2
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 ・ 農住組合の設立認可申請期限は、平成 23 年 5 月 19 日まで (時限立法による。) となっている。 		

移譲項目の内容一覧 (計: 24 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
農住組合の設立認可等に関する事務	第 33 条の 6	仮理事の選任
	第 33 条の 7 第 3 号	監事からの報告の受理
	第 48 条第 2 項	定款、事業基本方針の変更の認可
	第 48 条第 3 項において準用する第 67 条第 2 項	定款及び事業計画変更の際の報告書の提出の要求
	第 48 条第 3 項において準用する第 68 条第 4 項	定款及び事業計画変更の際の関係市町村への意見の聴取
	第 67 条第 1 項	農住組合の設立の認可
	第 67 条第 2 項	組合設立に関する報告書の提出の要求
	第 68 条第 4 項	関係市町村の意見の聴取
	第 71 条第 2 項	農住組合解散の決議の認可
	第 71 条第 3 項において準用する第 67 条第 2 項	解散に関する報告書の提出の要求
	第 71 条第 5 項	解散の届出の受理
	第 72 条第 2 項	農住組合の合併の認可
	第 72 条第 3 項において準用する第 67 条第 2 項	合併に関する報告書の提出の要求
	第 72 条第 3 項において準用する第 68 条第 4 項	合併申請の際の関係市町村の意見の聴取
第 78 条の 2 第 3 項	裁判所への意見の陳述等	

	第 78 条の 2 第 4 項	裁判所への意見の陳述
	第 79 条の 2	清算終了の届出受理
	第 81 条	業務又は財産状況の報告の徴収
	第 82 条	業務又は会計状況の検査
	第 83 条第 1 項	法令等の違反に対する措置命令
	第 83 条第 2 項	業務停止、役員の変更命令
	第 84 条	農住組合の解散命令
	第 85 条第 1 項	総会の議決、選挙及び当選の取消し
	第 85 条第 2 項において準用する同条第 1 項	設立総会の議決、選挙及び当選の取消し

(10) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（移譲期間：H20～H23）

権限の概要	・特定優良賃貸住宅の供給計画の認定		
移譲の趣旨	・ファミリー世帯を対象とする特定優良賃貸住宅の供給は中心市街地の活性化対策と相まって喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた供給が可能となる。		
対象市町	・全市町		
移譲市町 (6市)	20年度	日光市	1
	21年度	栃木市、旧大平町	1 (2)
	22年度	小山市、大田原市、那須塩原市、下野市	4
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・供給計画の認定は、原則として事業者に対し建設費等の補助が可能な場合に行うものであり、市町村においてあらかじめ補助制度を立ち上げておく必要がある。 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律とセットでの移譲となる。 ・旧大平町は平成 22 年 1 月からの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

移譲項目の内容一覧（計：19 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務	第 2 条第 1 項	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定
	第 4 条	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の通知
	第 5 条第 1 項	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定
	第 5 条第 2 項において準用する第 4 条	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定の通知等
	第 8 条	報告の徴収
	第 9 条	認定事業者の地位の承継に係る承認
	第 10 条	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の改善命令

	第 11 条第 1 項	特定優良賃貸住宅の計画の認定の取消し
	第 11 条第 2 項において準用する第 4 条	特定優良賃貸住宅の計画の認定の取消しの通知
	省令第 1 条第 3 号	入居者等の所得の認定
	省令第 4 条第 2 項	賃貸住宅の戸数の特例
	省令第 7 条第 1 号	入居者資格の額の設定
	省令第 7 条第 2 号	入居者資格の基準の設定
	省令第 7 条第 3 号	入居者資格の認定及び額の設定
	省令第 7 条第 4 号	入居者資格の基準及び額の設定
	省令第 9 条第 2 項	入居者の募集方法の指定
	省令第 11 条	入居者の選定の方法の特例（基準及び戸数の設定）
	省令第 15 条第 1 号	管理者の基準の設定
	省令第 16 条ただし書	賃貸住宅の管理期間の設定

(11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（移譲期間：H20～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定 ・ 終身建物賃貸借事業の認可 など 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居住の安定の確保を図ることは喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた高齢者向けの優良賃貸住宅等の供給が可能となる。 		
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町 		
移譲市町 (6市)	20年度	日光市	1
	21年度	栃木市、旧大平町	1 (2)
	22年度	小山市、大田原市、那須塩原市、下野市	4
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給計画の認定は、原則として事業者に対し建設費等の補助が可能な場合に行うものであり、市町村においてあらかじめ補助制度を立ち上げておく必要がある。 ・ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律とセットでの移譲となる。 ・ 旧大平町は平成 22 年 1 月からの移譲となる。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 		

移譲項目の内容一覧（計：31 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務	第 30 条第 1 項	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定
	第 32 条	計画の認定の通知
	第 33 条第 1 項	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定
	第 33 条第 2 項において準用する第 32 条	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定の通知等

	第 35 条の 2	社会福祉法人等に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸の承認
	第 36 条第 1 項	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画目的外使用の承認
	第 37 条	報告の徴収
	第 38 条	認定事業者の地位の承継に係る承認
	第 39 条	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の改善命令
	第 40 条第 1 項	高齢者向け優良賃貸住宅の計画の認定の取消し
	第 40 条第 2 項において準用する第 32 条	高齢者向け優良賃貸住宅の計画の認定の取消しの通知
	省令第 1 条第 3 号	入居者等の所得の認定
	省令第 11 条第 4 項	申請者の本人確認
	省令第 14 条第 2 号	構造の基準の認定
	省令第 15 条ただし書	賃貸住宅の管理期間の設定
	省令第 16 条第 2 号口	入居資格要件の認定
	省令第 18 条第 2 項	入居者の募集方法の指定
	省令第 20 条	入居者の選定の方法の認定
	省令第 25 条	管理者の基準の設定
	省令第 26 条の 3	高齢者居宅生活支援施設の管理を行うために必要な基準の設定
終身建物賃貸借事業の認可に関する事務	第 56 条	終身建物賃貸借事業の認可
	第 60 条第 1 項	終身建物賃貸借事業の変更の認可
	第 62 条第 1 項	終身建物賃貸借解約の承認
	第 69 条	認可事業者に対する助言及び指導
	第 70 条	報告の徴収
	第 71 条第 2 項	認可事業者の地位の承継に係る届出の受理
	第 71 条第 3 項	認可事業者の地位の承継に係る承認
	第 72 条	認可事業者の認可住宅の管理に対する改善命令
	第 73 条第 1 項	終身建物賃貸借事業の認可の取消し
	第 74 条第 1 項	事業の廃止の届出の受理
	省令第 60 条第 3 項	終身建物賃貸借事業認可申請者の本人確認

(12) 都市再開発法 (移譲期間: H20 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可及び違反を是正するための措置の命令等 ・土地の買収の申出の相手方の決定及びその旨の公告等 ・第一種市街地再開発事業の施行等のために、測量及び調査を目的として施行者等が他人の占有する土地等へ立入ること等についての許可及び土地の試掘等についての許可
-------	---

	・立入者等に係る許可証の交付		
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。		
対象市町	・全市町		
移譲市町 (6市)	20年度	足利市、栃木市、小山市	3
	21年度		
	22年度	佐野市、大田原市、矢板市	3
	23年度		
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

移譲項目の内容一覧(計:14項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
市街地再開発促進 区域に係る行為の 許可等に関する事 務	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可
	第7条の5第1項	違反を是正する措置の命令
	第7条の5第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告
	第7条の6第1項	土地の買取の申出の受理
	第7条の6第2項	土地の買取の相手方の決定及び公告
	第7条の6第3項	土地の買取
	第7条の6第4項	土地を買い取るかどうかの通知
	第7条の6第5項	土地の買取の相手方が土地を買い取らない旨の通知をした場合の通知の受理
	第7条の7第1項	買取った土地の処分等
	第7条の7第3項	契約の解除
	第7条の7第4項	買い取った土地の管理
第一種市街地再開 発事業の実施に関 する事務	第60条第1項	測量及び測量のための土地等への立入等の許可
	第60条第2項	施行認可後の測量及び調査のための建築物等への立入等の許可
	第61条第1項	土地の試掘等の許可

(13) 栃木県立自然公園条例(移譲期間:H22)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域内の行為の許可、届出の受理 ・普通地域内の行為の届出の受理、禁止・制限等命令 ・違反者への原状回復命令 ・行為の実施状況の報告徴収、立入検査 ・特別地域、集団施設地域における利用規制
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の迅速化が図れる。 ・地域の実情を把握している地元市町が事務処理を行うことで、よりの確な対応が可能となる。
対象市町	・宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、旧大平町、岩舟町、那須町、那珂川町

移譲市町 (14市町)	22年度	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、 那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、旧大平町、岩舟町、那須町、 那珂川町
特記事項	・特になし	

移譲項目の内容一覧(計:14項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
特別地域の行為許可、 届出に関する事務	第12条第3項	県立自然公園特別地域内における行為の許可
	第12条第5項	県立自然公園特別地域内における既着手行為の届出の受理
	第12条第6項	県立自然公園特別地域内における非常災害のために必要な応 急措置としての行為の届出の受理
	第12条第7項	県立自然公園特別地域内における木竹の植栽、家畜の放牧の届 出の受理
普通地域内の行為の届 出、禁止・制限等命令 に関する事務	第14条第1項	県立自然公園普通地域内における行為の届出の受理
	第14条第2項	県立自然公園普通地域内における行為の禁止、制限命令等
	第14条第4項	県立自然公園普通地域内における行為の禁止、制限命令等の期 間の延長及び通知
	第14条第6項	県立自然公園普通地域内における行為の着手を禁止する期間 の短縮
違反者への原状回復命 令に関する事務	第15条第1項	県立自然公園特別地域内における行為許可等に係る違反者等 に対する中止命令等
	第15条第2項	県立自然公園特別地域内における違反行為等に係る原状回復 等の代執行
行為の実施状況の報 告、立入に関する事務	第16条第1項	県立自然公園における行為の実施状況等の報告の徴収
	第16条第2項	県立自然公園における行為の許可、禁止、処分のための立入検 査等
特別地域、集団施設地 域における利用規制に 関する事務	第18条第2項	県立自然公園特別地域、集団施設地域における利用の規制
県立自然公園特別地域 内の行為許可申請に付 随する書類の提出の受 理に関する事務	規則第15条第 4項	県立自然公園特別地域内の行為許可申請に付随する書類の提 出の受理

(14) とちぎふるさと街道景観条例(移譲期間:H22)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全ゾーン、美化ゾーンにおける行為の届出の受理 ・ 街道景観形成基準に基づく指導、勧告 ・ 既存建築物についての指導
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化が図れる。 ・ 地域の実情を把握している地元市町が事務処理を行うことで、よりの確な

	対応が可能となる。	
対象市町	・那須塩原市、那須町	
移譲市町 (2市町)	22年度	那須塩原市、那須町
特記事項	・特になし	

移譲項目の内容一覧(計:7項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
保全ゾーン、美化ゾーンにおける行為の届出に関する事務	第9条第1項	街道景観形成地区の保全ゾーンにおける行為の届出の受理
	第9条第2項	街道景観形成地区の美化ゾーンにおける行為の届出の受理
街道景観形成基準に基づく指導、勧告に関する事務	第10条第1項	行為届出者に対する街道景観形成基準に基づく指導、勧告
	第10条第2項	無届出者、虚偽の届出者に対する街道景観形成基準に基づく指導、勧告
	第10条第3項	第10条第1項又は第2項の勧告に係る報告の徴収
	第11条	第10条第1項又は第2項の勧告に従わなかったときの公表
既存建築物についての指導に関する事務	第12条	街道景観形成地区における既存建築物等についての指導

(15) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(移譲期間:H22~H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可 ・県自然環境保全地域各地区における行為許可等、届出行為に係る違反者への中止命令等 ・県自然環境保全地域各地区における行為許可、届出行為制限等に係る報告の徴収及び検査等 ・県緑地環境保全地域内における行為の届出の受理 ・県緑地環境保全地域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等 	
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。	
対象市町	・宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、岩舟町、塩谷町、那須町、那珂川町	
移譲市町 (19市町)	22年度	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、岩舟町、塩谷町、那須町、那珂川町
	23年度	
特記事項	・特になし	

移譲項目の内容一覧(計:26項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
県自然環境保全地域特	第15条第4項	県自然環境保全地域特別地区内における行為の許可

別地区内における行為等の許可に関する事務	第 15 条第 7 項	県自然環境保全地域特別地区内における非常災害の応急措置行為の届出受理
	第 15 条第 9 項	県自然環境保全地域特別地区内における既着手行為の届出受理
	第 16 条第 3 項第 6 号	県自然環境保全地域特別地区内野生動植物保護地区における行為の許可
県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出に関する事務	第 17 条第 1 項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の届出の受理
	第 17 条第 2 項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止及び制限並びに命令
	第 17 条第 3 項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長
	第 17 条第 5 項	県自然環境保全地域普通地区内における行為の着手を禁止する期間の短縮
県自然環境保全地域各地区における行為許可等・届出行為に係る違反者への中止命令等、報告の徴収及び検査に関する事務	第 18 条第 1 項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等
	第 18 条第 2 項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為許可等に係る違反者及び普通地区における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任
	第 19 条第 1 項	県自然環境保全地域各地区における行為許可・届出行為制限等に係る報告の徴収及び立入検査等
県自然環境保全地域各地区における国等に関する特例に関する事務	第 20 条第 1 項	県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区における行為の国等との協議
	第 20 条第 2 項	県自然環境保全地域の区域内における行為の通知の受理
県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出等に関する事務	第 24 条第 1 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の届出の受理
	第 24 条第 2 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止及び制限並びに命令
	第 24 条第 3 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の禁止・制限命令等の期間の延長
	第 24 条第 5 項	県緑地環境保全地域の区域内における行為の着手を禁止する期間の短縮
県緑地環境保全地域の区域内における中止命令等、報告の徴収及び検査等に関する事務	第 25 条(第 18 条第 1 項準用)	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等
	第 25 条(第 18 条第 2 項準用)	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への中止命令等を行う自然保護取締員の任命及び権限の委任
	第 25 条(第 19 条第 1 項準用)	県緑地環境保全地域の区域内における届出行為に係る違反者への制限命令等に係る報告の徴収及び立入検査等

県緑地環境保全地域の区域内における国等に関する特例に関する事務	第 25 条(第 20 条第 2 項準用)	緑地環境保全地域の区域内における行為の通知の受理
県自然環境保全地域特別地区内における許可等を要しない行為に関する事務	規則第 8 条第 3 号八	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
	規則第 8 条第 3 号二	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
	規則第 8 条第 8 号ト	県自然環境保全地域特別地区内における行為の通知の受理
野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為に関する事務	規則第 10 条第 3 号イ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理
	規則第 10 条第 3 号ロ	県自然環境保全地域特別地区内の野生動植物保護地区における行為の通知の受理

(16) 水道法 (移譲期間 : H22 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用水道の施設基準適合の確認及び申請者への通知 ・ 給水開始前の届出及び記載事項変更届の受理 ・ 専用水道及び簡易専用水道に対する報告の徴収、立入検査、改善の指示及び給水停止命令 		
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
対象市町	・ 全市町		
移譲市町 (10 市町)	22 年度	栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、壬生町、野木町、旧大平町、旧藤岡町、塩谷町、高根沢町	9 (11)
	23 年度	那須町	1
特記事項	・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

移譲項目の内容一覧 (計 : 11 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
専用水道に関する事務	第 32 条	専用水道の施設基準適合の確認
	第 33 条第 3 項	専用水道に係る記載事項変更届の受理
	第 33 条第 5 項	専用水道の施設基準適合の確認に関する申請者への通知
	第 34 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項	専用水道に係る給水開始前の届出の受理
	第 34 条第 1 項において準用する第 24 条の 3 第 2 項	専用水道の管理に係る技術上の業務委託に関する届出の受理
	第 36 条第 1 項	専用水道の改善の指示

	第 36 条第 2 項	専用水道に係る水道技術管理者の変更勧告
	第 39 条第 2 項	専用水道に係る報告の徴収及び立入検査
専用水道及び簡易 専用水道に関する 事務	第 37 条	専用水道設置者又は簡易専用水道管理者に対する給水停止命令
簡易専用水道に関 する事務	第 36 条第 3 項	簡易専用水道に係る清掃等管理に関する必要な措置の指示
	第 39 条第 3 項	簡易専用水道に係る報告の徴収及び立入検査

(17) 栃木県小規模水道条例（移譲期間：H22～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水道布設の確認及び申請者への通知 ・給水開始前の届出及び廃止届の受理 ・小規模水道に対する報告の徴収、立入検査、施設改善及び給水禁止の命令 		
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や市町の水道事業・簡易水道事業の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
対象市町	・全市町		
移譲市町 (10市町)	22年度	栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、壬生町、野木町、旧大平町、旧藤岡町、塩谷町、高根沢町	9 (11)
	23年度	那須町	1
特記事項	・大都市特例により水道法の権限を有している宇都宮市には、移譲済みである。		

移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
小規模水道に関する事務	第 3 条	小規模水道布設の確認
	第 6 条	小規模水道に係る給水開始前の届出の受理
	第 7 条第 1 項	小規模水道変更の確認
	第 9 条	小規模水道の休止又は廃止届の受理
	第 12 条第 1 項	小規模水道に係る報告の徴収及び立入検査
	第 13 条	小規模水道に対する措置命令
	規則第 2 条第 3 項	小規模水道敷設確認（変更を含む）の申請者への通知
	規則第 6 条第 5 号	小規模水道管理者の選任（変更）の届出の受理

(18) 計量法（移譲期間：H22～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物象量が表記された特定商品（特定商品の販売に係る計量に関する政令別表第 1 第 1 号から第 1 9 号まで、第 2 1 号及び第 2 2 号に掲げる特定商品で、特定物象量が質量により表記されたものに限る。）の販売の事業を行う者（小売業者に限る。）の事業所等への立入検査等 ・立入検査の結果に応じた特定物象量の表記の抹消、勧告、公表、命令
移譲の趣旨	・対象事業所の実態把握を容易に行うことができるため、より計画的に検査

	を実施することが可能となる。 ・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。	
対象市町	・全市町	
移譲市町 (3市町)	22年度	大田原市、茂木町、那須町
	23年度	
特記事項	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。	

移譲項目の内容一覧(計:6項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
商品量目立入 検査に関する 事務	第15条第1項	不適正事業者に対する勧告
	第15条第2項	勧告を受けた者が勧告に従わない旨の公表
	第15条第3項	勧告に係る措置をとるべきことの命令
	第148条第1項	特定物象量が表記された特定商品の販売事業所等への立入検査等
	第150条第1項	特定物象量の表記の抹消
	第150条第2項	特定物象量の表記の抹消に係る理由の告知

2 人口7万5千人以上の市対象

(1) 都市計画法(開発行為の許可)(移譲期間:H20~H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の許可、変更許可 ・開発行為の完了検査、検査済み証の交付、公告 ・開発許可済みの区域における建築物の建築等の許可 ・市街化調整区域における建築物の建築等の許可 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主体である市町村が開発許可事務を行うことによって、より整合が図られたまちづくりに資することができる。 ・特に、建築確認業務を行っている特定行政庁においては、開発許可業務と建築確認業務とが密接に連携を図り、良好なまちづくりに資することができる。 		
対象市町	・人口7万5千人以上の市		
移譲市町 (2市)	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、小山市	4
	20年度		
	21年度	日光市	1
	22年度	鹿沼市	1
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、手数料徴収条例や開発許可基準に関する条例の制定が必要である。 ・開発登録簿の閲覧場所を設ける必要がある。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 ・平成24年度に大田原市が移譲を希望している。 		

移譲項目の内容一覧（計：44 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
開発行為の許可等に関する事務	第 29 条第 1 項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為の許可
	第 29 条第 2 項	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発行為の許可
	第 34 条第 13 号	市街化調整区域における開発行為の許可に係る権利の届出の受理
	第 34 条第 14 号	開発審査会への付議
	第 34 条第 14 号(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可の場合の開発審査会への付議
	第 34 条の 2 第 1 項	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議
	第 34 条の 2 第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可の場合の国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議
	第 35 条の 2 第 1 項	開発行為の変更の許可
	第 35 条の 2 第 3 項	開発行為の変更の届出の受理
	第 36 条第 1 項	工事が完了した旨の届出の受理
	第 36 条第 2 項	工事の完了の検査及び検査済み証の交付
	第 36 条第 3 項	工事が完了した旨の公告
	第 37 条第 1 号	開発行為の許可を受けた区域内の土地における建築物等の建築の承認
	第 38 条	工事の廃止の届出の受理
	第 41 条第 1 項	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合の制限
	第 41 条第 1 項(第 34 条の 2 第 2 項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議の際の建ぺい率等の指定
	第 41 条第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可に係る建ぺい率等の指定
	第 41 条第 2 項ただし書	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可
	第 41 条第 2 項ただし書(第 34 条の 2 第 2 項において準用)	国、都道府県又は事務処理市町村等が行う開発行為に係る協議後に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可
	第 41 条第 2 項ただし書(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可時に指定した建ぺい率等の制限の適用除外の建築許可
第 42 条第 1 項ただし書	開発許可を受けた開発区域内における建築物の建築の許可	

し書	
第 42 条第 2 項	国が行う建築等に係る協議
第 43 条第 1 項	開発許可を受けた開発区域以外の市街化調整区域における建築等の許可
第 43 条第 3 項	市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域内における国、都道府県又は事務処理市町村等が行う建築物の新築等に係る協議
第 45 条	開発許可に基づく地位の承継の承認
第 46 条	開発登録簿の調製及び保管
第 47 条第 1 項	開発許可をしたときの開発登録簿への登録
第 47 条第 1 項(第 34 条の 2 第 2 項において準用)	開発登録簿への登録
第 47 条第 1 項(第 35 条の 2 第 4 項において準用)	変更許可後の開発登録簿への登録
第 47 条第 2 項	開発行為が許可の内容に適合する旨の開発登録簿への付記
第 47 条第 3 項	開発行為が許可の内容に適合する旨の開発登録簿への付記
第 47 条第 4 項	開発登録簿の修正
第 47 条第 5 項	開発登録簿の閲覧及び写しの交付
第 80 条第 1 項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
第 81 条第 1 項	開発許可を受けた者に対する許可等の取り消し又は工事の停止若しくは違反是正措置の命令
第 81 条第 2 項	代執行及び公告
第 81 条第 3 項	監督処分 of 公示
第 82 条第 1 項	監督処分に係る立入検査
政令第 36 条第 1 項 第 3 号ホ	開発審査会への付議等
省令第 37 条	開発登録簿の閉鎖
省令第 38 条第 1 項	開発登録簿閲覧所の設置
省令第 38 条第 2 項	閲覧規則の制定及び告示
規則第 12 条	開発行為の工事着手届の受理
規則第 21 条第 1 項	開発許可に基づく地位継承届の受理

(2) 宅地造成等規制法 (移譲期間 : H20 ~ H22)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可 ・ 工事の完了の検査、監督処分 など
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成に伴いがけずれ等のおそれが著しい区域における造成工事の規制が目的であり、移譲により地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。

対象市町	鹿沼市
移譲市町	22年度 鹿沼市
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・足利市には既に移譲済である。 ・都市計画法に基づく開発許可と密接に関連するため、同時に移譲することが望ましい。 ・市町村において、手数料徴収条例に関する条例の制定が必要である。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧（計：23項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可等に関する事務	第8条第1項	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可
	第11条	国等が行う工事に係る協議
	第12条第1項	工事の計画変更の許可
	第12条第2項	軽微な変更の届出の受理
	第12条第3項において準用する第11条	国等が行う工事（変更）に係る協議
	第13条第1項	工事の完了の検査
	第13条第2項	検査済み証の交付
	第14条第1項	工事の許可の取消し
	第14条第2項	工事の停止及び災害防止の措置命令
	第14条第3項	宅地使用の禁止等及び災害防止の措置命令
	第14条第4項	緊急の場合における工事に従事する者に対する作業停止の命令
	第14条第5項	災害防止の措置の代行及び措置を代行する旨の公告
	第15条第1項	宅地造成工事規制区域の指定の際、当該区域内で行われる宅地造成に関する工事等の届出の受理
	第15条第2項	高さ2メートルを超える擁壁又は地表水の排水施設の除去工事に関する届出の受理
	第15条第3項	宅地造成工事規制区域内で宅地以外の土地を宅地に転用した場合の届出の受理
	第16条第2項	宅地の所有者等に対する災害防止のための措置の勧告
	第17条第1項	宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のための改善命令
	第17条第2項	宅地等の所有者等に対する災害発生の防止のため必要な工事の施工命令
第17条第3項において準用する第14条第5項	代執行及び公告	
第18条第1項	宅地造成工事規制区域内の宅地への立入検査	

	第 19 条	宅地の所有者等に対する報告の徴収
	政令第 15 条第 1 項	代替措置の制定
	政令第 15 条第 2 項	技術的基準の強化等

(3) 土地区画整理法 (移譲期間 : H20 ~ H23)

権限の概要	・個人、組合が施行する土地区画整理事業の認可、指導監督など (施行地区面積が 10ha 未満のものに限る。)		
移譲の趣旨	・住民に身近で、まちづくりの主体である市町村が許可等の窓口となることで、地域の創意工夫と自主裁量が十分に活かされることにより、中心市街地活性化や防災性向上等のまちづくり課題について、より円滑かつ効率的・効果的に対応がなされ、魅力ある安全・安心な市街地形成が促進される。		
対象市町	・人口 7 万 5 千人以上の市を対象とするが、移譲希望があり、業務執行体制が整備可能であれば、この限りではない。		
移譲市町 (7 市)	移譲済	足利市、小山市 (5ha 未満)	2
	20 年度	足利市、栃木市、小山市	3
	21 年度	日光市	1
	22 年度	佐野市、鹿沼市、大田原市	3
	23 年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 ・国や他の都道府県に対する県としての窓口は、従来どおり一本化する。 		

移譲項目の内容一覧 (計 : 48 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
個人が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務 (施行地区の面積が 10ha 未満のものに限る)	第 4 条第 1 項	事業の認可
	第 9 条第 3 項	施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 9 条第 3 項 (第 10 条第 3 項において準用)	第 10 条第 1 項の変更認可に係る公告及び図書の送付
	第 9 条第 3 項 (第 13 条第 4 項において準用)	第 13 条第 1 項の廃止又は終了に係る公告
	第 10 条第 1 項	規準又は規約及び事業計画変更の認可
	第 11 条第 4 項	施行者の変動による規約の認可
	第 11 条第 7 項	施行者の変動の届出の受理
	第 11 条第 8 項	規約の認可又は施行者の変動の届出を受理した場合の公告
	第 13 条第 1 項	事業の廃止又は終了の認可
土地区画整理組合の設立認可に関する事務	第 14 条第 1 項	土地区画整理組合の設立の認可
	第 14 条第 2 項	先立って設立する土地区画整理組合の設立の認可
	第 14 条第 3 項	先立って設立された組合に係る事業計画の認可

(施行地区の面積が 10ha 未満のものに限る)	第 20 条第 1 項	事業計画認可申請時における計画の縦覧手続
	第 20 条第 1 項(第 39 条第 2 項において準用)	事業計画の縦覧の指示
	第 20 条第 2 項	事業計画に係る意見書の処理の手続
	第 20 条第 2 項(第 39 条第 2 項において準用)	意見書の受理
	第 20 条第 3 項	法第 20 条第 2 項に係る命令又は通知
	第 20 条第 3 項(第 39 条第 2 項において準用)	法第 39 条第 2 項にかかる命令又は通知
	第 20 条第 5 項	修正申告の受理
	第 20 条第 5 項(第 39 条第 2 項において準用)	法第 39 条第 2 項に係る修正申告の受理
	第 21 条第 3 項	組合等の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 21 条第 4 項	先立って設立を認可した組合の名称等の公告
	第 28 条第 8 項	事業報告書等の提出の受理
	第 29 条第 1 項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理
	第 29 条第 2 項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の公告
	第 39 条第 1 項	定款又は事業計画若しくは基本方針の変更の認可
	第 39 条第 4 項	定款又は事業計画の変更認可した場合の公告, 図書の送付
	第 39 条第 5 項	定款又は事業基本方針の変更認可した場合の公告
	第 45 条第 2 項	土地区画整理組合の解散(組合施行) の認可
	第 45 条第 5 項	土地区画整理組合の設立認可の取消又は解散の認可の公告
	第 48 条の 2 第 3 項	裁判所への意見の陳述等
	第 48 条の 2 第 4 項	裁判所への意見の陳述
第 49 条	土地区画整理組合の清算に係る決算報告書の承認	
換地計画の認可に関する事務 (施行地区の面積が 10ha 未満のものに限る)	第 86 条第 1 項	換地計画の認可
	第 97 条第 1 項	換地計画の変更の認可
	第 103 条第 3 項	換地処分をした旨の届出の受理
	第 103 条第 4 項	換地処分をした旨の公告
施行者に対する監督に関する事務	第 124 条第 1 項	個人施行者に係る事業又は会計の状況の検査、取消等の措置命令
	第 124 条第 2 項	個人施行者の事業の施行の認可の取消

(施行地区の面積 が10ha 未満のも のに限る)	第 124 条第 3 項	取消の公告
	第 125 条第 1 項	組合施行に係る事業又は会計の状況の検査
	第 125 条第 2 項	事業又は会計の検査
	第 125 条第 3 項	組合がした処分取消等の措置命令
	第 125 条第 4 項	組合の設立の認可の取消
	第 125 条第 5 項	組合員からの招集の請求があった場合の総会等の招集
	第 125 条第 6 項	理事等の解任請求があった場合に投票に付さないときの解任の投票の実施
	第 125 条第 7 項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消
	第 136 条	事業計画決定や変更等をする場合の関係土地改良区等からの意見聴取

(4) マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (移譲期間 : H20 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション建替組合の設立の認可 ・ 個人施行の認可 ・ 権利変換計画の認可 ・ マンション建替事業の監督 など 		
移譲の趣旨	・ 地震、防災対策上、老朽化したマンションの建替えは喫緊の課題であり、移譲により地域の実情に応じた迅速な対応が可能となる。		
対象市町	・ 全市町		
移譲市町 (5 市)	20 年度	栃木市、日光市	2
	21 年度		
	22 年度	小山市、大田原市、那須塩原市	3
	23 年度		
特記事項	・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。		

移譲項目の内容一覧 (計 : 46 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
建替組合設立認可 等に関する事務	第 9 条第 1 項	マンション建替組合設立の認可
	第 11 条第 1 項	事業計画の縦覧
	第 11 条第 2 項	縦覧された事業計画に対する意見書の受理
	第 11 条第 3 項	事業計画を採択する場合の修正命令及び採択しない場合の通知
	第 11 条第 5 項	修正された事業計画に対する準用規定
	第 14 条第 1 項	マンション建替組合設立認可に係る公告
	第 25 条第 1 項	建替組合理事長の氏名等の届出の受理
	第 25 条第 2 項	建替組合理事長の氏名等の届出に係る公告
	第 34 条第 1 項	認可を受けた事業計画等の変更の認可
	第 34 条第 2 項に おいて準用する	事業計画の変更にかかる認可

	第 11 条第 1 項	
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 2 項	縦覧された事業計画に対する意見書の受理
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 3 項	修正命令及び通知
	第 34 条第 2 項において準用する第 11 条第 5 項	変更にかかる事業計画の申告の受理
	第 34 条第 2 項において準用する第 14 条第 1 項	公告等
	第 38 条第 4 項	解散の認可
	第 38 条第 6 項	建替組合設立認可の取消し又は解散の認可に係る公告
	第 41 条の 2 第 3 項	裁判所に対する意見の陳述等
	第 41 条の 2 第 4 項	意見の陳述等
	第 42 条	建替組合の清算人が作成した決算報告書の承認
個人施行認可等に関する事務	第 45 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の施行の認可
	第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の認可に係る公告
	第 50 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の変更に係る認可
	第 50 条第 2 項において準用する第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の変更認可に係る公告
	第 51 条第 3 項	マンション建替事業の施行者が数人になった場合における規約の認可
	第 51 条第 6 項	新たにマンション建替事業の施行者となった者の氏名等の届出の受理
	第 51 条第 7 項	第 51 条第 3 項の認可又は第 51 条第 6 項の届出に係る公告
	第 53 条第 1 項	審査委員選任の承認
	第 54 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の廃止及び終了の認可
	第 54 条第 3 項において準用する第 49 条第 1 項	個人が施行するマンション建替事業の廃止及び終了に係る公告
権利変換計画の認可等に関する事務	第 57 条第 1 項	権利変換計画の認可
	第 66 条において準用する第 57 条	権利変換計画の変更の認可

	第1項	
	第94条第1項	施行再建マンションの管理又は使用に関する管理規約の認可
	第94条第3項	施行再建マンションに係る団地内の土地等の管理又は使用に関する管理規約の認可
建替事業の監督等に関する事務	第97条第1項	マンション建替事業に関する報告若しくは資料の提出又は必要な勧告、助言等
	第97条第2項	マンション建替事業の促進を図るために必要な措置命令
	第98条第1項	マンション建替組合に対する監督
	第98条第2項	組合員の請求に基づくマンション建替組合の監督
	第98条第3項	マンション建替組合のした処分の取消し等の命令
	第98条第4項	マンション建替組合のした処分の取消し等の命令に従わない場合の組合設立認可の取消し
	第98条第5項	マンション建替組合の総会等の招集
	第98条第6項	マンション建替組合の理事又は幹事の解任投票
	第98条第7項	マンション建替組合の総会の議決等の取消し
	第99条第1項	個人施行者に対する監督及び個人施行者のした処分の取消しの命令
	第99条第2項	個人施行者に対する監督及び個人施行者のした処分の取消し等の命令に従わない場合の個人施行の認可の取消し
第99条第3項	個人施行の認可取消しに係る公告	
審査請求に関する事務	第126条第2項	審査請求の受理

(5) 農地法(移譲期間: H21~H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の権利移動の許可(知事許可処分のものに限る。) ・2ha以下の農地転用に係る許可及び国等との協議(希望により4ha以下の許可まで移譲する。) ・農地等の賃貸借の解約等の許可 ・違反転用処分に関する事務 		
移譲の趣旨	・市町村が農地転用等の許可を行うことで、許可申請から許可処分までの期間短縮が図れるなど住民サービスの向上となる。		
対象市町	・人口7万5千人以上の市及び移譲を希望する市町		
移譲市町 (6市町)	移譲済	宇都宮市、足利市、小山市	3
	20年度		
	21年度	宇都宮市(移譲済の権限以外)、栃木市	2
	22年度	佐野市、日光市、大田原市	3
	23年度	那須町	1
特記事項	・市町村において事務委任規則の制定が必要である。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法及び農業振興地域の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 ・平成 21 年度に宇都宮市へ移譲した「移譲済の権限以外」の事務は、所有制限の例外に関する小作地の指定に関する事務であるが、平成 21 年 6 月の農地法改正により削除されている。
--	---

移譲項目の内容一覧（計：21 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
農地等の権利移動等に関する事務	第 3 条第 1 項	農地等の権利移動の許可(知事許可処分のものに限る)
	第 3 条第 4 項	市町村長への通知
	第 3 条の 2 第 1 項	使用貸借による権利又は賃貸借の設定を受けた者に対する勧告
	第 3 条の 2 第 2 項	許可の取消し
農地等の転用許可等に関する事務	第 4 条第 1 項	2ha 以下の農地転用の許可
	第 4 条第 3 項	2ha 以下の農地転用許可に係る農業会議への意見聴取
	第 4 条第 5 項	2ha 以下の農地転用に係る国又は都道府県との協議
	第 4 条第 6 項において準用する第 4 条第 3 項	2ha 以下の農地転用に係る国又は都道府県との協議に係る農業会議への意見聴取
	第 5 条第 1 項	2ha 以下の農地等の転用のための権利移動の許可
	第 5 条第 3 項	2ha 以下の農地等の転用のための権利移動の許可に係る農業会議への諮問
	第 5 条第 4 項	2ha 以下の農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議
	第 5 条第 5 項において準用する第 4 条第 3 項	2ha 以下の農地等の転用のための権利移動に係る国又は都道府県との協議に係る農業会議への意見聴取
農地等の賃貸借の解約等に関する事務	第 18 条第 1 項	農地の賃貸借の解約等の許可
	第 18 条第 3 項	農地の賃貸借の解約の許可に係る農業会議への意見聴取
立入調査に関する事務（上記に掲げた許可及び第 51 条に基づく違反転用許可処分のものに係るものに限る）	第 49 条第 1 項	立入調査、測量、障害物の除去及び移転
	第 49 条第 3 項	通知若しくは公示
	第 49 条第 5 項	立入調査により生ずべき損失の補償

報告の徴収に関する事務（上記に掲げた許可及び第51条に基づく違反転用許可処分のためのものに係るものに限る）	第50条	土地の状況等の報告の徴収
違反転用処分に関する事務（農地転用の許可及び農地等の転用のための権利移動の許可に係るものに限る）	第51条第1項	違反転用に対する処分
	第51条第3項	原状回復等の措置及び公告
	第51条第4項	費用の負担命令

（6）租税特別措置法（移譲期間：H21～H23）

権限の概要	・農地等を生前贈与等した場合に贈与税等の納税猶予が行われた農地等に対し、転用や所有権移転のために許可した場合の所轄税務署長への通知		
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化が可能となる。		
対象市町	・人口7万5千人以上の市及び移譲を希望する市町		
移譲市町 （5市町）	移譲済	宇都宮市、足利市、小山市	3
	20年度		
	21年度	栃木市	1
	22年度	佐野市、日光市、大田原市	3
	23年度	那須町	1
特記事項	・農地法及び農業振興地域の整備に関する法律とセットでの移譲となる。		

移譲項目の内容一覧（計：4項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
所轄税務署長への通知	第70条の4第35項	農地等の生前贈与をした場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移動のために許可した場合の所轄税務署長への通知
	第70条の4第35項（第70条の6第40項において準用）	相続税の納税猶予が行われた農地等に対し、転用、所有権移転のために許可した場合の所轄税務署長への通知
	第70条の4第37項	所轄税務署長からの通知の受理
	第70条の4第37項（第70条の6第42項において準用）	所轄税務署長からの通知の受理

（7）農業振興地域の整備に関する法律（移譲期間：H21～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内における開発行為に係る許可及び国等との協議 ・農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分 ・農用地区域外での開発行為に対する勧告
移譲の趣旨	・市町村が農用地区域内の開発許可を行うことで、許可申請から許可処分まで

	での期間短縮が図れるなど住民サービスの向上となる。 ・農地転用許可の権限移譲を受けた市町村では、違反案件に対して、市町村農業委員会（転用担当）との一元的な対応が可能となる。		
対象市町	・人口7万5千人以上の市及び移譲を希望する市町		
移譲市町 (8市町)	20年度		
	21年度	宇都宮市、栃木市	2
	22年度	足利市、佐野市、日光市、小山市、大田原市	5
	23年度	那須町	1
特記事項	・農地法及び租税特別措置法とセットでの移譲となる。		

移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可
	第15条の2第6項	第15条の2第1項に基づく許可を行う場合に、あらかじめ行う農業会議の意見聴取
	第15条の2第7項	農用地区域内における開発行為に係る国又は地方公共団体との協議
	第15条の2第8項 において準用する 第15条の2第6項	第15条の2第7項に基づく協議を行う場合に、あらかじめ行う農業会議の意見聴取
	第15条の3	農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分
	第15条の4第1項	農用地区域以外における開発行為に対する勧告
	第15条の4第2項	第15条の4第1項に基づく勧告に従わない場合、その旨及び勧告内容の公表

3 人口15万人以上の市対象

(1) 悪臭防止法（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・関係行政機関に対する協力要請 		
移譲の趣旨	・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
対象市町	・人口15万人以上の市		
移譲市町 (2市)	21年度	足利市、小山市	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準（第4条関係）は、特定悪臭物質の濃度規制と臭気指数規制のいずれか一方を選択することとなるが、現在、県では全市町を対象に濃度規制を行っている。 ・騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例とセットでの移譲となる。 		

	・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。
--	-------------------------

移譲項目の内容一覧（計：8項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	第3条	規制地域の指定
	第4条第1項	規制基準（特定悪臭物質の濃度規制）の設定
	第4条第2項	規制基準（臭気指数規制）の設定
	第5条第1項	当該規制地域管轄市町村長への意見聴取
	第5条第2項	周辺市町村長への意見聴取
	第6条	規制地域、規制基準の公示
	第9条	周辺市町村からの要請の受理
関係行政機関に対する協力要請に関する事務	第21条第1項	関係行政機関に対する協力要請

（2）騒音規制法・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・自動車騒音の状況の常時監視 ・関係行政機関に対する協力要請等 ・指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務 	
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。 	
対象市町	・人口15万人以上の市	
移譲市町（2市）	21年度	足利市、小山市
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例とセットでの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 	

移譲項目の内容一覧（計：11項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	法第3条第1項	規制地域の指定
	法第3条第2項	関係市町村長への意見聴取
	法第3条第3項	規制地域の公示
	法第3条第3項(法第4条第3項において準用)	規制基準の公示
	法第4条第1項	規制基準の設定
	告示別表第1号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規

		制地域の指定
自動車騒音の状況の監視に関する事務	法第 18 条第 1 項	自動車騒音の状況の常時監視
	法第 19 条	常時監視結果の公表
関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	法第 22 条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述
指定地域内における自動車騒音の限度を定める事務	省令第 4 条	県公安委員会との協議、自動車騒音の大きさの設定
	省令別表備考	区域の指定

(3) 振動規制法 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・規制地域及び規制基準の指定 ・関係行政機関に対する協力要請等 	
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市町村が規制地域及び規制基準の指定、常時監視等を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる。 	
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 15 万人以上の市 	
移譲市町 (2 市)	21 年度	足利市、小山市
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法、騒音規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例とセットでの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。 	

移譲項目の内容一覧 (計 : 10 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
規制地域の指定等に関する事務	第 3 条第 1 項	規制地域の指定
	第 3 条第 2 項	関係市町村長への意見聴取
	第 3 条第 3 項	規制地域の公示
	第 3 条第 3 項(第 4 条第 3 項において準用)	規制基準の公示
	第 4 条第 1 項	規制基準の設定
	規則第 12 条ただし書	道路管理者及び県公安委員会との協議による限度の設定
	規則別表第 1 付表第 1 号	特定建設作業の作業時刻及び作業時間に関する規制区域の指定
	規則別表第 2 備考 1	道路交通振動の限度に関する区域の指定
	規則別表第 2 備考 2	道路交通振動の限度に関する時間の指定

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 20 条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述
-----------------------	--------	---------------------

(4) 栃木県生活環境の保全等に関する条例 (移譲年期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定等 ・ 特定施設の届出の受理、計画変更、改善命令等 ・ 公害防止の協力要請等 		
移譲の趣旨	・ 住民に身近な市町村が地域の指定を実施することで、事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。		
対象市町	・ 人口 15 万人以上の市		
移譲市町 (2 市)	移譲済	宇都宮市	1
	21 年度	足利市、小山市	2
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 32 条は、悪臭防止法、振動規制法、騒音規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例とセットでの移譲となる。それ以外の項目は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 		

移譲項目の内容一覧 (計 : 23 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務	第 32 条	深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定
ばい煙、粉じん及び排水に係る規制事務	第 7 条	特定施設の設置の届出の受理
	第 8 条	特定施設の使用届出の受理
	第 9 条	特定施設の構造等の変更の届出の受理
	第 10 条	氏名の変更等の届出の受理
	第 11 条第 3 項	承継届出受理
	第 12 条第 1 項	計画変更命令
	第 12 条第 2 項	計画廃止命令
	第 13 条第 2 項	実施の制限期間短縮
	第 16 条	改善命令等
	第 17 条第 1 項	勧告
	第 17 条第 2 項	勧告命令
	第 18 条	改善措置の届出受理
	第 22 条	改善命令等
	第 23 条第 1 項	勧告
第 23 条第 2 項	勧告命令	

	第 24 条(第 18 条準用)	改善措置の届出の受理
公害の防止等に関するその他の措置事務	第 43 条第 1 項	公害防止の協力要請
	第 43 条第 2 項	公害の防止の緊急措置の協力要請
	第 49 条第 2 項	事故時における措置の概要報告の受理
	第 49 条第 3 項	事故時における応急の措置命令
	第 65 条	報告の徴収(地球温暖化に係るものを除く)
	第 66 条第 1 項	特定工場等への立入検査

(5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与 ・ 国から通知された事項の集計及びその結果の公表 		
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法等の環境法令を所管している市に移譲することにより、事業者からの問合せや届出内容の確認などに的確に対応することが可能になる。 		
対象市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 15 万人以上の市 		
移譲市町 (1 市)	19 年度	宇都宮市	1
	20 年度以降		0
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 		

移譲項目の内容一覧(計 : 13 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務	第 5 条第 3 項	第 1 種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与
	第 6 条第 3 項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理
	第 7 条第 2 項	対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第 1 種指定化学物質の名称の通知の受理
	第 7 条第 3 項	対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第 1 種指定化学物質の名称の通知の受理
	第 7 条第 5 項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求
	第 8 条第 2 項	ファイル記録事項の通知の受理
	第 8 条第 4 項	ファイル記録事項の集計結果の通知の受理
	第 8 条第 5 項	通知に係る事項の集計及びその結果の公表
	第 13 条第 1 項	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述
	省令第 12 条第 1 項	法第 5 条第 2 項の届出を電子情報処理組織による場合の届出の受理
	省令第 12 条第 2 項	識別番号及び暗証番号の通知
	省令第 12 条第 3 項	電子処理情報組織の使用廃止の届出の受理
	省令第 12 条第 4 項	電子情報処理組織の使用の停止

(6) 大気汚染防止法 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設等の届出の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 自動車排出ガスの濃度測定等 ・ 大気汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・ 関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・ 人口 15 万人以上の市
移譲市町	・ 希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、栃木県生活環境の保全等に関する条例及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している (法第 23 条を除く。)

移譲項目の内容一覧【計：44 項目】

事務の名称	該当条項	権限の内容
ばい煙発生施設等に係る規制に関する事務	第 6 条第 1 項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理
	第 7 条第 1 項	ばい煙発生施設の使用届出の受理
	第 8 条第 1 項	ばい煙発生施設の構造等変更届出の受理
	第 9 条第 1 項	ばい煙発生施設の計画変更命令等
	第 10 条第 2 項	届出に係る実施の制限の期間短縮
	第 11 条	氏名の変更等の届出の受付等
	第 12 条第 3 項	ばい煙発生施設の承継届出の受理
	第 14 条第 1 項	ばい煙発生施設の改善命令等
	第 17 条第 2 項	事故時の通報受理
第 17 条第 3 項	事故時の措置命令	
揮発性有機化合物の排出の規制に関する事務	第 17 条の 5 第 1 項	揮発性有機化合物排出施設の設置届出の受理
	第 17 条の 6 第 1 項	揮発性有機化合物排出施設の使用届出の受理
	第 17 条の 7 第 1 項	揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出の受理
	第 17 条の 8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等
	第 17 条の 11	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等
	第 17 条の 13 第 2 項(第 11 条準用)	揮発性有機化合物排出施設の氏名変更等の届出の受理
	第 17 条の 13 第 2 項(第 12 条準用)	揮発性有機化合物排出施設の承継届出の受理
粉じんに係る規制に関する事務	第 18 条第 1 項	一般粉じん発生施設の設置届出の受理
	第 18 条第 3 項	一般粉じん発生施設の構造等変更届出の受理
	第 18 条の 2 第 1 項	一般粉じん発生施設の使用届出の受理
	第 18 条の 4 第 1 項	一般粉じん発生施設の基準適合命令等

	第 18 条の 6 第 1 項	特定粉じん発生施設の設置届出の受理
	第 18 条の 6 第 3 項	特定粉じん発生施設の構造等変更届出の受理
	第 18 条の 7 第 1 項	特定粉じん発生施設の使用届出の受理
	第 18 条の 8	特定粉じん発生施設の計画変更命令等
	第 18 条の 11	特定粉じん発生施設の改善命令等
	第 18 条の 13 第 2 項(第 11 条準用)	一般・特定粉じん発生施設の氏名変更の届出の受理
	第 18 条の 13 第 2 項(第 12 条準用)	一般・特定粉じん発生施設の承継届出の受理
	第 18 条の 15 第 1 項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理
	第 18 条の 15 第 2 項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理
	第 18 条の 16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令
	第 18 条の 18	特定粉じん排出等作業の基準適合命令等
自動車排出 ガスに係る 許容限度等 に関する事 務	第 20 条	自動車排出ガスの濃度測定
	第 21 条第 1 項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく要請
	第 21 条第 3 項	自動車排出ガスの濃度測定に基づく意見陳述
大気汚染状 況の監視等 に関する事 務	第 22 条第 1 項	大気汚染状況の常時監視
	第 22 条第 2 項	大気汚染状況の常時監視結果の環境大臣への報告
	第 24 条	大気汚染状況の公表
報告徴収及 び立入検査 に関する事 務	第 26 条第 1 項	報告徴収及び立入検査
関係行政機 関に対する 協力要請等 に関する事 務	第 27 条第 3 項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理
	第 27 条第 4 項	国の行政機関の長に対する措置要請
	第 27 条第 5 項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理
	第 27 条第 6 項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議
	第 28 条第 2 項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述

(7) 水質汚濁防止法 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・ 水質事故や地下水浄化に係る措置命令 ・ 水質汚濁状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・ 事業者等に対する報告徴収、立入検査 ・ 緊急時等の措置命令等
-------	---

移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・人口 15 万人以上の市
移譲市町	・希望なし
特記事項	・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、栃木県生活環境の保全等に関する条例及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧（計：22 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定事業場に 係る規制 に関する事 務	第 5 条第 1 項	特定施設の設置届出の受理
	第 5 条第 2 項	有害物質使用特定施設の設置届出の受理
	第 6 条第 1 項	特定施設の使用届出の受理
	第 6 条第 2 項	特定施設の使用届出の受理
	第 7 条第 1 項	特定施設の構造等変更届出の受理
	第 8 条第 1 項	特定施設の計画変更命令等
	第 9 条第 2 項	実施制限期間の短縮
	第 10 条第 1 項	特定施設の氏名変更等届出の受理
	第 11 条第 3 項	特定施設の承継届出の受理
	第 13 条第 1 項	特定施設の使用停止、改善命令
	第 13 条の 2 第 1 項	有害物質使用特定施設の使用停止、改善命令
	第 14 条の 2 第 1 項	水質事故状況等届出の受理
	第 14 条の 2 第 2 項	油流出事故状況等届出の受理
	第 14 条の 2 第 3 項	事故時における措置命令
第 14 条の 3 第 1 項	地下水の水質浄化に係る措置命令	
第 14 条の 3 第 2 項	特定事業場の設置者であった者への地下水の水質浄化に係る措置命令	
水質汚濁の 状況の監視 に関する事 務	第 15 条第 1 項	水質汚濁状況の常時監視
	第 15 条第 2 項	常時監視結果の環境大臣への報告
	第 17 条第 1 項	常時監視結果の公表
	第 18 条第 1 項	緊急時における措置命令
	第 22 条第 1 項	報告徴収及び立入検査
	第 23 条第 4 項	公共用水域等の被害に対する措置要請

（ 8 ）ダイオキシン類対策特別措置法（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の届出等の受理、計画変更命令、改善命令等 ・事故時の措置命令、国への報告 ・ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視、大臣への報告、結果の公表等 ・事業者の測定結果の報告の受理、公表
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収、立入検査 ・関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・人口 15 万人以上の市
移譲市町	・希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、栃木県生活環境の保全等に関する条例及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧（計：28 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
特定施設に係る規制に関する事務	第 12 条第 1 項	特定施設の設置届出の受理
	第 13 条第 1 項	特定施設の使用届出の受理
	第 13 条第 2 項	特定施設の変更使用届出の受理
	第 14 条第 1 項	特定施設の構造等変更届出の受理
	第 15 条	特定施設の計画変更命令等
	第 16 条	総量規制基準適用事業場の改善命令
	第 17 条第 2 項	特定施設設置等の期間短縮
	第 18 条	特定施設設置者の氏名の変更等届出の受理
	第 19 条第 3 項	特定施設の承継届出の受理
	第 22 条第 1 項	特定施設の使用停止、改善命令
	第 22 条第 3 項	総量規制基準適用事業場の改善命令
	第 23 条第 2 項	事故状況等届出の受理
	第 23 条第 3 項	事故時における措置命令
	第 23 条第 4 項	事故時における国への報告
ダイオキシン類に係る汚染状況の監視に関する事務	第 26 条第 1 項	ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視
	第 26 条第 2 項	常時監視結果の環境大臣への報告
	第 27 条第 1 項	常時監視の測定の実施
	第 27 条第 2 項	常時監視結果報告の受理
	第 27 条第 3 項	常時監視結果の公表
	第 27 条第 4 項	常時監視実施のための立入及び検体採取
	第 28 条第 3 項	測定結果報告の受理
	第 28 条第 4 項	測定結果の公表
報告の徴収及び立入検査に関する事務	第 34 条第 1 項	報告の徴収及び立入検査

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務	第 35 条第 2 項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理
	第 35 条第 3 項	国の行政機関の長に対する措置要請
	第 35 条第 4 項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理
	第 35 条第 5 項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議
	第 36 条第 2 項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述

(9) 土壤汚染対策法 (移譲期間 : H19 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染状況調査結果報告の受理、内容は正命令、土地形質変更届出の受理等 ・ 土壤汚染状況調査実施命令等 ・ 土壤汚染区域の指定、解除、指定区域の台帳の整理、閲覧等 ・ 汚染除去等の措置命令等 ・ 報告の徴収、立入検査等 ・ 関係行政機関に対する協力要請等
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・ 人口 15 万人以上の市
移譲市町	・ 希望なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とセットでの移譲となる。 ・ 宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧 (計 : 20 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
土壤汚染状況調査に関する事務	第 3 条第 1 項	土壤汚染状況調査結果の報告の受理
	第 3 条第 2 項	有害物質使用特定施設の使用廃止通知
	第 3 条第 3 項	土地の汚染状況調査に係る報告・内容は正命令
	第 4 条第 1 項	土壤汚染状況調査実施命令
	第 4 条第 2 項	自ら行う土壤汚染状況調査に係る実施公告
	第 5 条第 1 項	土壤汚染区域の指定
	第 5 条第 2 項	土壤汚染区域の指定に係る公示
	第 5 条第 4 項	土壤汚染指定区域の解除
	第 6 条第 1 項	土壤汚染指定区域台帳の調製
	第 6 条第 3 項	土壤汚染指定区域台帳の閲覧
	第 7 条第 1 項	土地所有者等に対する汚染除去等の措置命令
	第 7 条第 2 項	汚染原因者に対する汚染除去等の措置命令
	第 7 条第 3 項	自ら行う汚染除去の措置に係る実施公告
	第 9 条第 1 項	指定区域内における土地形質変更届出の受理
第 9 条第 2 項	区域指定時において実施中の土地形質変更届出の受理	

	第9条第3項	指定区域内における災害時応急措置実施届出の受理
	第9条第4項	土地形質変更等届出に係る計画変更命令
	第29条第1項	報告徴収及び立入検査
	第30条第1項	措置命令等に係る関係行政機関の長に対する事前協議
	第31条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述

(10) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	・公害防止統括者、公害防止管理者等の選任届出等
移譲の趣旨	・事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・人口15万人以上の市
移譲市町	・希望なし
特記事項	・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例とセットでの移譲となる。 ・宇都宮市は大都市特例により権限を有している。

移譲項目の内容一覧（計：7項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
公害防止統括者等の選任等に関する事務	第3条第3項	公害防止統括者に係る選任・解任等の届出の受理
	第4条第3項(第3条第3項準)	公害防止管理者に係る選任・解任等の届出の受理
	第5条第3項(第3条第3項準)	公害防止主任管理者の選任・解任等の届出の受理
	第6条第2項(第3条第3項準)	公害防止管理者の代理人の選任・解任等の届出の受付等
	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理
	第10条第1項	公害防止統括者等の解任命令
	第11条第1項	公害防止統括者等の職務実施状況に関する報告の徴収、特定工場立入検査

4 中核市対象

(1) 医療法（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	・病院の開設事項の一部変更許可 ・病院の休止届出の受理 ・病院のエックス線装置の届出の受理
移譲の趣旨	・権限を移譲することにより、窓口＝処分庁となることから、迅速かつ責任のある対応ができ、住民サービスの向上につながることを期待される。
対象市町	・宇都宮市

移譲年度	・19年度 病院の休止届の受理（経由事務）のみ
特記事項	・病院の変更許可等の移譲時期については、23年度以降で調整を進める。

移譲項目の内容一覧（計：3項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
病院の許可等に関する事務	第7条第2項	病院の開設事項中一部変更の許可（移譲時期は検討中）
	第8条の2第2項	病院の休止の届出の受理（H19）
	第15条第3項	病院のX線装置の届出の受理（移譲時期は検討中）

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の診察及び措置入院に関する事務 ・精神障害者の医療保護入院等に関する事務 ・精神病院における適切な処遇に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳に関する事務
移譲の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市を管轄区域とする県の保健所が存在しないことから、保健所設置市に権限移譲することにより、精神障害者に対する適切な医療及び保護の確保や精神保健福祉手帳の交付事務の迅速化など、精神障害者に対する保健福祉サービスの向上を図ることができる。 ・精神病院の実態の把握が容易となることから、精神病院に対する指導監督の実効性が上がり、入院患者に対する適切な処遇の確保を図ることができる。
対象市町	・宇都宮市
移譲年度	・希望なし
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧（計：36項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
精神障害者の診察及び措置入院に関する事務	法第23条第2項	一般人からの申請の受理
	法第24条	警察官からの通報の受理
	法第25条	検察官からの通報の受理
	法第25条の2	保護観察所の長からの通報の受理
	法第26条	矯正施設の長からの通報の受理
	法第26条の2	精神病院の管理者からの届出の受理
	法第26条の3	指定通院医療機関の管理者等からの通報の受理
	法第27条	指定医による診察の実施（措置入院の適否判定）
	法第28条第1項	保護者等への診察実施の旨の通知
	法第29条第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する入院措置
	法第29条第3項	精神障害者に対する措置入院の告知
	法第29条の2第1項	自傷他害のおそれのある精神障害者に対する緊急入院措置
	法第29条の2の2第1項	措置入院に係る精神障害者の移送
	法第29条の2の2第2項	精神障害者に対する移送の告知

	法第 29 条の 2 の 2 第 3 項	移送の際の精神障害者に対する行動の制限
	法第 29 条の 4 第 1 項	精神障害者に対する入院措置の解除
	法第 29 条の 4 第 2 項	指定医による診察の実施（入院措置解除の適否判定）
	法第 29 条の 5	自傷他害症状消失の旨の届出の受理
精神障害者の医療 保護入院等に関する 事務	法第 33 条第 7 項	保護者又は扶養義務者の同意により医療保護入院させた旨 の届出の受理
	法第 33 条の 2	保護者の同意により医療保護入院させた者が退院した旨の 届出の受理
	法第 33 条の 4 第 5 項	応急入院させた旨の届出の受理
	法第 34 条第 1 項	保護者の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送
	法第 34 条第 2 項	扶養義務者の同意による医療保護入院に係る精神障害者の移送
	法第 34 条第 3 項	応急入院に係る精神障害者の移送
精神病院における 適切な処遇等の確 保に関する事務	法第 38 条の 6 第 1 項	精神病院の管理者からの報告徴収等
	法第 38 条の 6 第 2 項	精神病院の管理者等からの報告徴収等
	法第 38 条の 7 第 1 項	精神病院の管理者に対する改善命令等
	法第 38 条の 7 第 2 項	精神病院の管理者に対する退院命令等
	法第 38 条の 7 第 3 項	精神病院の管理者に対する入院制限命令
	法第 40 条	精神病院の管理者に対する仮退院の許可
精神障害者保健福 祉手帳に関する事 務	政令第 7 条第 1 項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載等
	政令第 7 条第 2 項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更等の届出 の受理
	政令第 7 条第 4 項	他の都道府県の区域に居住地を移したときの届出の受理
	政令第 7 条第 5 項	精神障害者保健福祉手帳所持者からの居住地変更届に基づ く新たな手帳の交付等
	政令第 7 条第 6 項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載事項の消除
	政令第 10 条	精神障害者保健福祉手帳の再交付

（ 3 ）都市再開発法（移譲期間：H20～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 組合施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 再開発会社施行の第一種市街地再開発事業の施行に関する認可等の事務 ・ 第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画認可、特定建築者の決定、事業代行等に関する事務 ・ 再開発事業促進のための措置命令、個人施行者、組合、再開発会社に対する検査、処分の取り消し等の命令、認可の取り消し等 ・ 建物の区分所有等に係る管理規約等の認可に関する事務 ・ 第一種市街地再開発事業に係る審査委員の解任等に関する事務
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる。
対象市町	・ 宇都宮市

移譲年度	・21 年度
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧（計：92 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
第一種市街地再開発事業に係る個人施行者の認可等に関する事務	第 7 条の 9 第 1 項	事業の施行の認可
	第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 7 条の 15 第 1 項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 7 条の 16 第 1 項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
	第 7 条の 16 第 2 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 7 条の 16 第 2 項において準用する第 7 条の 15 第 1 項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 7 条の 17 第 4 項	施行者の変動による規約の認可
	第 7 条の 17 第 7 項	施行者の変動の届出の受理
	第 7 条の 17 第 8 項	規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告
	第 7 条の 19 第 1 項	審査委員の選任に係る承認
	第 7 条の 20 第 1 項	事業の終了の認可
	第 7 条の 20 第 2 項において準用する第 7 条の 15 第 1 項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
市街地再開発組合の設立認可等に関する事務	第 11 条第 1 項	市街地再開発組合の設立の認可
	第 11 条第 2 項	事業計画決定前の組合の設立の認可
	第 11 条第 3 項	事業計画の認可
	第 11 条第 4 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 16 条第 1 項	事業計画の縦覧の指示
	第 16 条第 2 項	事業計画に対する意見書の受理
	第 16 条第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第 16 条第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
	第 19 条第 1 項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 19 条第 2 項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告
	第 27 条第 4 項第 3 号	監事の報告の受理
	第 27 条第 8 項	事業報告書等の受理
第 28 条第 1 項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	

	第 28 条第 2 項	組合の理事長の氏名等の公告
	第 38 条第 1 項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
	第 38 条第 2 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 38 条第 2 項において準用する第 16 条第 1 項	事業計画の縦覧の指示
	第 38 条第 2 項において準用する第 16 条第 2 項	事業計画に対する意見書の受理
	第 38 条第 2 項において準用する第 16 条第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
	第 38 条第 2 項において準用する第 16 条第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
	第 38 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
	第 38 条第 2 項において準用する第 19 条第 2 項	事業計画決定前に設立認可した組合の名称等の公告
	第 45 条第 4 項	組合の解散の認可
	第 45 条第 6 項	組合の設立認可の取消し又は解散の認可の公告
	第 48 条の 2 第 3 項	裁判所に対する意見の陳述等
	第 48 条の 2 第 4 項	裁判所に対する意見の陳述
	第 49 条	決算報告書の承認
再開発会社による 施行の認可等に関する事務（第二種市街地再開発事業を実施する場合を除く）	第 50 条の 2 第 1 項	事業の施行の認可
	第 50 条の 2 第 2 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
	第 50 条の 6 において準用する第 16 条第 1 項	事業計画の縦覧の指示
	第 50 条の 6 において準用する第 16 条第 2 項	事業計画に対する意見書の受理

第 50 条の 6 において準用する第 16 条第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
第 50 条の 6 において準用する第 16 条第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
第 50 条の 8 第 1 項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
第 50 条の 9 第 1 項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 16 条第 1 項	事業計画の縦覧の指示
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 16 条第 2 項	事業計画に対する意見書の受理
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 16 条第 3 項	事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 16 条第 5 項	事業計画の修正の申告の受理
第 50 条の 9 第 2 項において準用する第 50 条の 8 第 1 項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
第 50 条の 12 第 1 項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可
第 50 条の 12 第 2 項において準用する第 7 条の 9 第 3 項	意見の聴取
第 50 条の 12 第 2 項において準用する第 50 条の 8 第 1 項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
第 50 条の 14 第 1 項	再開発会社の審査委員の選任の承認
第 50 条の 15 第 1 項	再開発会社の事業終了の認可

	第50条の15第2項において準用する第50条の8第1項	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
第一種市街地再開発事業の実施に関する事務	第72条第1項	権利変換計画の認可
	第72条第4項において準用する同条第1項	権利変換計画の変更の認可
	第99条の3第3項	特定建築者の決定の承認
	第99条の8第5項において準用する第98条第2項	代行及び代執行(特定施設建築物への準用)
	第99条の8第5項において準用する第99条の3第3項	特定建築者の取消の承認
	第112条	事業代行開始の決定
	第113条	事業代行開始の公告
	第114条	事業の代行
	第117条第1項	事業代行終了の公告
市街地再開発事業の施行に関する監督等の事務	第124条第3項	事業の施行の促進のための措置命令
	第124条の2第1項	個人施行者に対する検査及び命令
	第124条の2第2項	個人施行者に対する施行の認可の取消
	第124条の2第3項	施行の認可の取消の公告
	第125条第1項	組合に対する検査
	第125条第2項	組合に対する検査
	第125条第3項	組合に対する命令
	第125条第4項	組合に対する設立の認可の取消
	第125条第5項	組合の総会等の招集
	第125条第6項	組合に対する投票の実施
	第125条第7項	組合の議決等の取消
	第125条の2第1項	再開発会社に対する検査
	第125条の2第2項	再開発会社に対する検査
	第125条の2第3項	再開発会社に対する命令
	第125条の2第4項	再開発会社に対する施行の認可の取消
第125条の2第5項	施行の認可の取消の公告	
第128条第1項	審査請求に関する事務	
建物の区分所有等に係る管理規約の認可に関する事務	第133条第1項	建物の区分所有等に関する管理規約の認可
第一種市街地再開	政令第4条の2第3項	個人施行者の審査委員の解任の承認

発事業に係る審査委員の解任等に関する事務	政令第 22 条の 3 において準用する第 4 条の 2 第 3 項	再開発会社の審査委員の解任の承認
	政令第 52 条第 2 項	総合的設計における認定
	省令第 39 条第 2 項	公告の掲示
	省令第 39 条第 3 項	公告の掲示
	省令第 39 条第 5 項	公告の掲示

(4) 薬事法 (移譲期間 : H21 ~ H23)

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設の許可及び薬局製造販売医薬品に関する許認可事務 ・高度管理医療機器等の販売業等の許可に関する事務 ・上記施設への立入検査及び関連事務
移譲の趣旨	・権限を移譲することにより、申請、審査、調査等に要する時間の短縮化が図られ、住民サービスの向上につながることを期待される。
対象市町	・宇都宮市
移譲年度	<ul style="list-style-type: none"> ・23 年度 薬局開設の許可及び薬局製造販売医薬品に関する許認可事務、上記施設への立入検査及び関連事務のみ
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療機器等の販売業等の許可に関する事務の移譲時期については、24 年度以降で調整を進める。 ・当該事務は経由事務としては宇都宮市に移譲済みである。

移譲項目の内容一覧 (計 : 67 項目)

事務の名称	該当条項	権限の内容
薬局開設の許可及び休廃止等の届出の受理に関する事務	第 4 条第 1 項	薬局開設の許可
	同上	薬局開設の更新の許可
	第 10 条	薬局の休廃止等の届出の受理
薬局管理者に関する事務	第 7 条第 3 項ただし書	薬局管理者の兼務の許可
	第 68 条の 10	記録等の事務についての指導及び助言
医薬品製造販売業の許可等に関する事務 (薬局製造販売医薬品に係るものに限る)	第 12 条第 1 項	医薬品製造販売業の許可
	同上	医薬品製造販売業の更新の許可
	第 14 条第 1 項	医薬品の品目ごとの製造販売の承認
	第 14 条第 9 項	承認を受けた事項の一部変更の承認
	第 14 条第 10 項	承認を受けた事項の軽微な変更の届出の受理
	第 14 条の 8 第 3 項	製造販売の承認の承継の届出の受理
	第 14 条の 9 第 1 項	医薬品製造販売品目の届出の受理
	第 14 条の 9 第 2 項	医薬品製造販売品目届出の変更届の受理
薬品製造業の許可等に	第 13 条第 1 項	医薬品製造業の許可

関する事務（薬局製造販売医薬品に係るものに限る）	同上	医薬品製造業の更新の許可
	第19条第2項	医薬品製造業の休廃止等の届出の受理
高度管理医療機器等の販売業の許可等に関する事務	第39条第1項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可
	第39条第4項	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の更新の許可
	第40条第1項（第10条準用）	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理
管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出に関する事務	第39条の3第1項	管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理
	第40条第2項（第10条準用）	管理医療機器の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理
以上の業種の施設への立入検査等に関する事務	第69条第1項	立入検査等の実施（製造販売業、製造業）
	第69条第2項	立入検査等の実施（薬局）
	第70条第1項	不良医薬品等の廃棄、回収等の命令
	第71条	医薬品の検査命令
	第72条第3項	医薬品の製造業者等の構造設備が該当しない場合の改善命令、業務の停止命令（製造業）
	第72条第4項	医薬品の製造業者等の構造設備が該当しない場合の改善命令、業務の停止命令（薬局）
	第72条の2第1項	業務体制の整備命令
	第72条の4第1項	保健衛生上の危害発生防止のための業務運営改善命令
	第72条の4第2項	許可の条件違反に対する是正命令
	第73条	管理者等の変更命令
	第74条の2第1項	医薬品に関する承認の取消し
	第74条の2第2項	医薬品に関する承認の変更命令
	第74条の2第3項	医薬品の承認の取消し又は承認事項の一部変更命令
	第75条第1項	許可の取消し、停止命令
	第76条	許可の更新を拒否する場合の通知及び弁明等の機会の付与
	第77条の4の3	回収の報告の受理
上記の事務に付随する薬事法施行令の手続等	政令第2条	薬局における取扱処方せん数の届出の受理
	政令第4条第2項（1項適用）	医薬品製造販売業の許可証の交付
	政令第5条第1項	医薬品製造販売業の許可証の書換え交付
	政令第6条第1項	医薬品製造販売業の許可証の再交付
	政令第6条第5項（4項適用）	医薬品製造販売業の許可証の再交付後、失った許可証が発見されたときの返納の受理
	政令第7条第2項（1項適用）	業務廃止等に伴う医薬品製造販売業の許可証の返納の受理
政令第8条第2項	医薬品製造販売業の許可台帳の備付け及び必要事項の記載	

	(1項適用)	
	政令第11条第2項 (1項適用)	医薬品製造業の許可証の交付
	政令第12条第1項	医薬品製造業の許可証の書換え交付
	政令第13条第1項	医薬品製造業の許可証の再交付
	政令第13条第5項 (4項適用)	医薬品製造業の許可証の再交付後、失った許可証が発見されたときの返納の受理
	政令第14条第2項 (1項適用)	業務廃止等に伴う医薬品製造業の許可証の返納の受理
	政令第15条第2項 (1項適用)	医薬品製造業の許可台帳の備付け及び必要事項の記載
	政令第19条第2項 (1項適用)	医薬品の製造販売の承認台帳の備付け及び必要事項の記載
	政令第44条	薬局開設の許可証の交付
	政令第45条第1項	薬局開設の許可証の書換え交付
	政令第46条第1項	薬局開設の許可証の再交付
	政令第46条第3項	薬局開設の許可証の再交付後、失った許可証が発見されたときの返納の受理
	政令第47条	業務廃止等に伴う薬局開設の許可証の返納の受理
	政令第48条	薬局開設の許可台帳の備付け及び必要事項の記載
上記の事務に付随する 薬事法施行規則等の手 続等	省令第15条の4第 2項	郵便等販売の届出の受理
	改正省令附則第4 条第1項	既存薬局開設者に係る管理者の勤務時間数の届出の受理
	改正省令附則第4 条第2項	既存薬局開設者に係る薬事に従事する薬剤師又は登録販売者の勤務時間数の届出の受理
	改正省令附則第4 条第3項	既存薬局開設者に係る管理者等の勤務時間数の変更の届出の受理
上記の事務に付随する 薬事法施行細則の手続 等	規則第2条第2項	薬局の管理者の兼務許可書の交付
	規則第2条第3項	管理者兼務廃止届の受理
	規則第9条第2項	管理医療機器の販売業等の届出済証の交付
	規則第10条	管理医療機器の販売業等の届出済証の書換え交付
	規則第11条	管理医療機器の販売業等の届出済証の再交付

(5) 毒物及び劇物取締法(移譲期間:H21~H23)

権限の概要	・業務上、シアン化合物等を取り扱う事業者の届出の受理等
移譲の趣旨	・権限を移譲することにより、申請、審査、調査等に要する時間の短縮化が図られ、住民サービスの向上につながることを期待される。

対象市町	・宇都宮市
移譲年度	・21年度
特記事項	・特になし

移譲項目の内容一覧（計：10項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
業務上取扱者の届出の受理等に関する事務	第22条第1項	業務上取扱者の届出の受理に関する事務
	第22条第2項	政令制定時における業務上取扱者の届出の受理に関する事務
	第22条第3項	事業の廃止・変更等の届出の受理に関する事務
	第22条第4項において準用する第7条第3項	届出を行った業務上取扱者（法第22条第1項及び第2項に規定する者）が行う毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理
	第22条第4項において準用する第15条の3	届出を行った業務上取扱者（法第22条第1項及び第2項に規定する者）に対する回収等の命令
	第22条第4項において準用する第17条第2項	届出を行った業務上取扱者（法第22条第1項及び第2項に規定する者）に対する報告の徴収、立入検査等
	第22条第4項において準用する第19条第3項	届出を行った業務上取扱者（法第22条第1項及び第2項に規定する者）に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令
	第22条第5項において準用する第17条第2項	届出を要しない業務上取扱者に対する報告の徴収、立入検査等
	第22条第6項	業務上取扱者に対する必要な措置の命令
	第22条第7項において準用する第20条第2項	行政処分を行う際の聴聞の期日及び場所の公示等

5 特定行政庁対象

（1）栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の新築等の届出及び変更の届出の受理 ・新築等の届出者に対する必要な指導又は助言 ・届出違反者等に関する勧告 ・勧告に従わない場合の公表 ・報告若しくは資料の提出又は立入調査 など
移譲の趣旨	・現在、特定行政庁で行っている事務（特定施設の新築等の届出の受理、基準適合の検査等）と関連する事務を移譲することにより、一体的な行政運営

	が可能となる。		
対象市町	・ 特定行政庁		
移譲市町 (7市)	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市 (印の権限)	6
	19年度	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市	6
	20年度		
	21年度	日光市	1
	22年度		
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市については独自の条例に基づき事務を執行。 ・ 建築基準法、栃木県建築基準条例、都市計画法及び栃木県景観条例とセットでの移譲となる。 ・ 平成24年度に大田原市が移譲を希望している。 		

移譲項目の内容一覧(計:10項目)

項目名	該当条項	権限の内容
特定施設に係る新築等の届出等に関する事務	第16条第1項	特定施設の新築等の届出の受理()
	第16条第2項	変更の届出の受理()
	第17条	新築等の届出者に対する必要な指導又は助言()
	第18条	工事完了の届出の受理()
	第19条	整備基準適合の検査()
	第21条	適合証の交付()
	第22条第1項	届出を行うべきことの勧告
	第22条第2項	必要な措置を講ずべきことの勧告
	第23条	勧告に従わない場合の公表
	第24条第1項	報告若しくは資料の提出又は立入調査

(2) 建築基準法(移譲期間:H19~H23)

権限の概要	・ 建築物の建築又は除却する場合の届出(耐震改修促進法及び密集市街地整備法による場合を含む。)及び災害による滅失又は損壊した場合の災害報告等による統計の作成及び保管事務		
移譲の趣旨	・ 市町村で事務が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる。		
対象市町	・ 特定行政庁		
移譲市町 (1市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市	7
	19年度		
	20年度		
	21年度	日光市	1
	22年度		

	23年度	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、栃木県建築基準条例、都市計画法及び栃木県景観条例とセットでの移譲となる。 ・ 平成 24 年度に大田原市が移譲を希望している。 	

移譲項目の内容一覧（計：1 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
建築統計の作成に係る事務	第 15 条第 4 項	建築統計の作成・保管等

（ 3 ） 栃木県建築基準条例（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	・ 栃木県建築基準条例の避難上及び通行の安全上支障がない旨の認定事務		
移譲の趣旨	・ 市町村で事務が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる。		
対象市町	・ 特定行政庁		
移譲市町 (1 市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市	7
	19 年度		
	20 年度		
	21 年度	日光市	1
	22 年度		
23 年度			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法、都市計画法及び栃木県景観条例とセットでの移譲となる。 ・ 平成 24 年度に大田原市が移譲を希望している。 		

移譲項目の内容一覧（計：7 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
栃木県建築基準条例の認定に関する事務	第 7 条ただし書	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定
	第 13 条第 4 号	避難上支障がない旨の認定
	第 14 条第 3 項	避難及び通行の安全上支障がない旨の認定
	第 21 条	安全上支障がない旨の認定
	第 22 条ただし書	避難上支障がない旨の認定
	第 33 条第 2 号	避難上支障がない旨の認定
	第 37 条第 3 号	通行の安全上支障がない旨の認定

（ 4 ） 都市計画法（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が都市計画に定めた都市計画施設内及び市街地開発事業地内における建築行為の許可。 ・ 上記の建築行為を国が行う場合の知事との協議。
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や市町村が地域の実情に応じた的確な対応が可能にな

	る。		
対象市町	・ 特定行政庁		
移譲市町 (1市)	移譲済	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市	7
	19年度		
	20年度		
	21年度	日光市	1
	22年度		
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法、栃木県建築基準条例及び栃木県景観条例とセットでの移譲となる。 ・ 平成 24 年度に大田原市が移譲を希望している。 		

移譲項目の内容一覧（計：2項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
都市計画法第 53 条の許可	第 53 条第 1 項	県が都市計画に定めた都市計画区施設内及び市街地開発事業地内の建築の許可
	第 53 条第 2 項において準用する第 42 条第 2 項	国が行う行為に対しての知事との協議。

（ 5 ） 栃木県景観条例（移譲期間：H19～H23）

権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理 ・ 勧告、公表等 ・ 景観条例に基づく大規模行為に関する届出の受理 ・ 大規模行為届出の審査や必要な指導、勧告 など 		
移譲の趣旨	・ 事務処理の迅速化や市町村が地域の実情に応じた的確な対応が可能になる。		
対象市町	・ 特定行政庁		
移譲市町	移譲済	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、那須塩原市	5
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		
	23年度		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市、足利市、日光市、小山市、那須塩原市及び那須町は、景観行政団体として独自に条例を定めている。 ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、建築基準法、栃木県建築基準条例及び都市計画法とセットでの移譲となる。 ・ 平成 24 年度に大田原市が移譲を希望している。 		

移譲項目の内容一覧（計：13 項目）

事務の名称	該当条項	権限の内容
景観形成重点地区に関する事務	第 13 条第 1 項	景観形成重点地区における建築行為等の届出の受理
	第 13 条第 2 項	景観形成重点地区における建築行為等の変更等の届出の受理
	第 15 条第 1 項	第 13 条第 1 項の届出に対する必要な措置
	第 15 条第 1 項(第 22 条準用)	届出に対する必要な措置
	第 15 条第 2 項	前項の規定に従わない時の勧告
	第 15 条第 2 項(第 22 条準用)	規定に従わない時の勧告
	第 15 条第 3 項	第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の申告をした者に対する勧告
	第 15 条第 3 項(第 22 条準用)	届出をせず、又は虚偽の申告をした者への勧告
	第 16 条	前条第 2 項または第 3 項に従わないときの勧告内容等の公表等
	第 16 条(第 22 条準用)	勧告内容の公表等
大規模行為の届出に関する事務	第 17 条	既存建築物等についての指導
	第 20 条第 1 項	大規模行為の届出の受理
	第 20 条第 2 項	大規模行為の変更の届出の受理